

福井の科学者

地域に根ざす科学者運動 **126**

2016・6

目 次

大飯・高浜原発など運転差し止め訴訟と再稼働の進行

山 本 雅 彦 (1)

高浜原発3, 4号機についての申入書

日本科学者会議福井支部 (11)

ベトナム旅行紀行文

—対米戦争後の平和と発展途上の国—

山 本 富士夫 (15)

＝古書紹介・奥平康弘著『「萬世一系」の研究』＝

あなたは憲法第2条の裏側を覗いたことがありますか？

高 木 秀 男 (31)

編集後記

(41)

日本科学者会議福井支部

＝新著紹介＝

児玉一八・清水修二・野口邦和著

放射線被曝の理科・社会

—四年目の『福島の実態』—

かもがわ出版 2,000 円

A5 判並製 190 頁

目次

はじめに — 私たちが伝えたいこと

第1章 低線量被曝をめぐる論争を顕彰する

—「分かっていること」と「分かっていないこと」

1. LNT仮説と放射線防御の考え方
2. 「内部被曝の恐怖」論を考える
3. 放射線被曝のリスクを考える—生物としての環境適応

第2章 「福島は住めない」のか

1. 『美味しんぼ』問題が浮き彫りにしたもの
2. どんな放射能がどれだけ出たのか
3. 除染は無駄なのか—除染の方法と効果

第3章 「福島の食品は危ない」のか

1. チェルノブイリ事故と食の安全
2. 福島の食品検査体制と検査結果
3. 安全な食のための方策

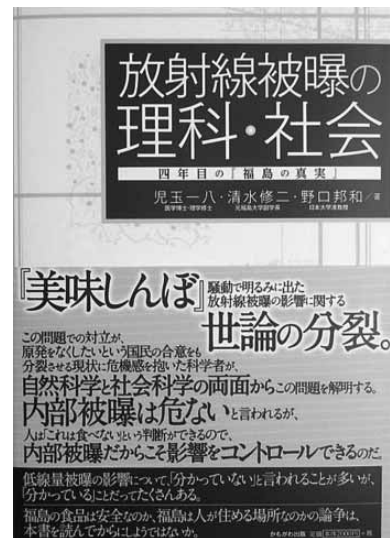
第4章 福島の今とこれから

1. 県内在住者から見た「反原発」とメディア
2. 福島での生活の現状と地域の将来
3. 県民健康調査で何が分かったか

第5章 原発住民運動と放射線問題

1. 原発を乗り越えるための国民的・思想的課題
2. 過半数住民の支持を得るために
—科学者の役割・責任と論争の質
3. 住民運動の成長・発展のために考えるべきこと

あとがき — 科学への信頼の回復を



大飯・高浜原発など運転差し止め訴訟と再稼働の進行

山 本 雅 彦 (原発問題福井県住民運動連絡会)

1. はじめに

2016 年 3 月 9 日、大津地方裁判所(山本善彦・裁判長)は、住民側が訴えた「原発再稼働禁止仮処分申立事件」⁽¹⁾で、関西電力(以下、関電)の高浜原発 3、4 号機を「運転してはならない」という仮処分決定を発令。翌 10 日、運転中の高浜原発 3 号機は停止し、送電系統で事故を起こし停止中の同 4 号機も再稼働できなくなった。

これは、日本では初めて運転中の原子炉を司法判断が停止させたもので、歴史的な住民側勝訴決定であり、高浜原発にとどまらず全国の原発の再稼働に影響を与えるものである。

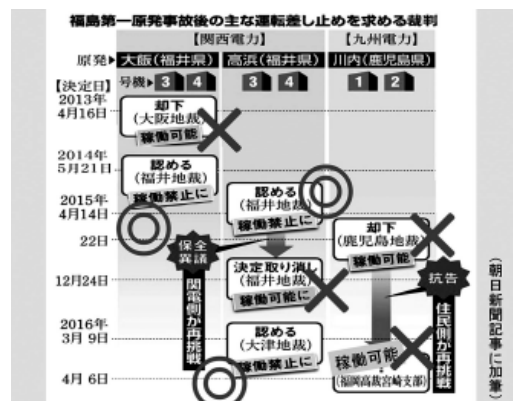
これまでの原発訴訟では主に安全審査(今は、新規制基準への適合性審査)の合否が争われてきた。しかし、2014 年 5 月 21 日の「福井地裁大飯原発 3、4 号機運転差止請求事件」⁽²⁾の判決(樋口英明・裁判長)、2015 年 4 月 14 日の「福井地裁高浜原発 3、4 号機運転差止仮処分命令申立事件」⁽³⁾の決定(同裁判長)、そして今回の決定は、司法が東京電力福島第 1 原発の事故と真摯に向き合い、国民常識にかなう道理に立った理性的な判断を下した。「『命とびわ湖を守ろう』と勇気をもって申立人になった人たちが、申立人を支えた人たちが、そして全国で原発ゼロを希求しているたくさんの人たちの力のたまもので、みんなの思いが裁判官の魂を揺さぶった」(井戸謙一弁護士長)もので、「原発ゼロ」を求める国民の世論と運動に支えられた成果といえる。

(2016 年 4 月 6 日の川内原発の福岡高裁宮崎支部の不当決定については、3 節で後述する)

これらの判決、決定について、西川一誠福井

県知事は、「司法とわれわれの判断は別の次元、事柄。県がなすべき事項は(司法の)手続きと関わりなく進められるべきもの」と繰り返し発言。原発の安全性や再稼働同意については、県が独自に判断するとして、福井県原子力安全専門委員会(以下、県専門委)(中川英之・委員長)の安全だとする報告書・「まとめ」⁽⁴⁾を根拠に、2015 年 12 月 22 日、高浜 3、4 号機の再稼働に同意した。再稼働を強行した国、関電はもちろん、それを認めた原子力規制委員会(以下、規制委)と県専門委の責任は重大である。

よって筆者は、県専門委の審査の杜撰さを明らかにし、それに警告を鳴らす大津地裁仮処分決定の意義を力に、若狭の原発、そして全国の原発を廃炉にさせるための運動と展望について述べる。



2. 大津地裁の仮処分決定の特徴と意義について

(1)「新規制基準」に適合だけでは安全性の立証は不十分

これまでの裁判では、原発を動かす関電など

電力会社が立証すべきことは、規制委の新規制基準に適合しているという判断を得たということとを説明すれば事足りていた。

しかし、今回の大津地裁仮処分決定は、「立証責任は住民が負うが、関電において、依拠した根拠、資料等を明らかにすべきであり、その主張及び疎明が尽くされない場合には、関電の判断に不合理な点があることが事実上推認される。」(決定 42 項)と指摘し、新規制基準に適合だけでは安全性の立証は不十分だと明示した。

さらに、同決定は、「関電は、福島原発事故を踏まえ、原子力行政がどのように変化し、その結果、本件原発の設計や運転のための規制が具体的にどのように強化され、関電がこの要請にどのように応えたかについて、主張及び疎明を尽くすべきである。」(決定 43 項)と強調した。

すなわち山本裁判長は、福島原発では、絶対起きないとされた炉心溶融事故から放射性物質の大規模漏えい事故を経験したのだから、その教訓に立って規制内容がどう厳しく変わったのか、その規制に関電はどう応えたのか、それを裁判所にわかるように説明すべきだと述べた。

よって、関電が福島原発の事故後、フクシマを繰り返さないために、徹底した事故原因の究

明と国際基準に基づく規制の強化を、と求める大多数の国民の要請に答えていないということが差し止めの大きな理由となった。

(2)「避難計画」を入れた「新規制基準」の策定が早急に必要

その他にも、大津地裁仮処分決定は、①シビアアクシデント(過酷事故)対策は、十二分の余裕を持った基準策定がなされておらず不備である。②基準地震動(原発で考慮する地震の揺れ)の 700 ガルは、十分な説明がされたとはいえず不十分である。③使用済燃料ピットの安全性が不十分である。④大津波の恐れがある。⑤テロ対策が不十分である、などの問題をあげているが、最も重視しているのが、「深層防護」⁽⁵⁾の考え方の第 5 層、住民にとって「最後の砦」となる住民の避難計画の問題である。

同決定は、避難計画について、「安全確保対策としてその不安に答えるためにも、地方公共団体個々によるよりは、国家主導での具体的な避難計画が早急に策定されることが必要であり、この避難計画をも視野に入れた幅広い規制基準が望まれるばかりか、それ以上に、過酷事故を経た現時点においては、そのような基準を策定

すべき信義則上の義務が国家に発生している」(決定 52 項)と国の責任を厳しく指摘している。

すなわち山本裁判長は、国は避難計画の策定に責任をもって関わらず、地方自治体の責任とし、規制委も避難計画を設置許可申請の審査の対象にしていないことについて間違いであると指摘した上で、「国家主導での具体的で可視的な避難計画が早急に策定され

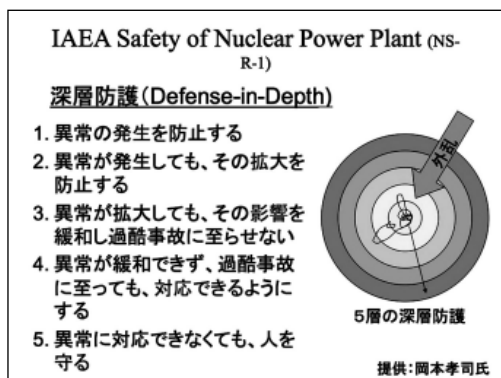
川内原発(運転容認)福岡高裁宮崎支部の不当決定(16.4.6)と大津地裁決定(差し止め)(16.3.9)の意義

原発の運転差止 仮処分の判断		
判断と判断の概要	◎高裁宮崎支部(2016年4月6日) ◎川内原発の運転容認・差止の判断基準となる社会通念は、最新の科学的知見を超える絶対的安全性までは求めておらず、合理的に予測される被害を想定している新基準は妥当だ	◎大津地裁(2016年3月9日) ◎高浜原発の運転停止命令・福島事故の原因が未解明な中で、同様の事故を二度と起こさないための、電力会社の安全対策の説明は不十分だ。新基準策定に向かう規制委員会の姿勢にも非常に不安を覚える
新規制基準	基準の定めを全体としてとらえた場合、極めて高度の合理性を有する体系	基準や基準にもとづく許可が直ちに公共の安全と考えることをためらわざるを得ない
基準地震動の妥当性	策定方針や規制委の判断は不合理とは言えない	活断層について海底を含む周辺領域の調査が徹底的に行われず、十分な主張や証明がされたとは言えない
避難計画	合理性や実効性を欠いても、住民の人格権を違法に侵害するおそれがあるとは言えない	国家主導で具体的な避難計画が早急に策定される必要があり、避難計画を視野に入れた幅広い規制基準が望まれる

ることが必要」(同)であると述べている。同決定は、「フクシマ」の経験に学ぶなら、公法、私法を問わず、国が国民の命、安全を守る立場から、その信頼にそむかず誠意をもって、避難計画を策定する義務が生じていることを明示している。

(3) 福井地裁仮処分裁判の仮処分取消決定(「深層防護」の概念に反する決定)を否定

15 年 12 月 24 日、「福井地裁高浜原発 3, 4 号機運転差止仮処分命令保全異議申立事件」⁽⁶⁾の仮処分取消決定(林潤・裁判長)は、「本件原発の燃料体の損傷ないし熔融に結び付く危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理されているから、燃料体等の損傷ないし熔融を前提とする水蒸気爆発及び水素爆発の危険性や放射性物質が本件原発の敷地外に大量放出される危険性については、判断する必要がない。」(決定 221 項)と述べた。これは、「5 層の深層防護」の内、第 4 層と第 5 層は必要ではないといっているもので、周辺住民に被ばくを受忍させる決定であり、福島原発事故のような深刻な災害は二度と起こしてはならないという立場とは程遠い。



国際原子力機関 (IAEA) は「5 層の深層防護」を提示しており、これは、国際基準では多重防護(関電のいう「多重防護(多重障壁)」とはまっ

たく別で、「深層防護」ともいう)という考え方が常識になっている。したがって、原発の運転に関しては、国際基準である「5 層の深層防護」に沿って行わなければならないことは当然である。

「5 層の深層防護」は、まず(第 1 層)=原発の異常の発生を防止する、(第 2 層)=異常が発生しても拡大を防止する、(第 3 層)=異常が拡大しても、その影響を緩和し過酷事故(シビアアクシデント=大量の放射性物質が外部に流出すること)に至らせないという 3 層に加えて、(第 4 層)=異常が緩和できず、過酷事故に至っても、それをできるだけ小さくする、(第 5 層)=異常に対応できず、放射能が大量に放出されたときでも、適切な避難計画で住民を守る、これが「5 層の深層防護」である。さらに、これらの深層防護はそれぞれ独立して機能しなくてはならず、過酷事故に至らせない十分な対策がなされているから、過酷事故対策(第 4 層)や住民の避難計画(第 5 層)は必要ないという、深層防護の概念の否定は絶対に許されない。

よって、大津地裁決定が、「福島原発事故を踏まえた過酷事故対策、津波対策や避難計画についても疑問が残る、住民の人格権が侵害されるおそれが高い」(決定 53 項)と明示し、運転を差し止めたことは、福井地裁仮処分裁判の仮処分取消決定を否定したもので、住民の画期的勝利といえる。

3. 裁判の判決・決定と住民運動の意義

2014 年 5 月 21 日の福井地裁大飯原発 3, 4 号機運転差止裁判の判決(樋口英明・裁判長)で、樋口裁判長は、「原子力発電技術の危険性の本質、及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が、万が一で

もあるのだが、判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは、裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる。」(判決要旨)と述べ、福島原発事故と真摯に向き合い判断した。

反面、前出の 2015 年 12 月 24 日、高浜原発 3、4 号機差止裁判の仮処分決定を取り消した福井地裁の林潤・裁判長は、福島事故の教訓をほとんど判断の内容に生かしていない。

また、九州電力（以下、九電）川内原発 1、2 号機の運転差し止めを住民が求めた仮処分申し立ての即時抗告審⁽⁷⁾で、福岡高裁宮崎支部（西川知一郎裁判長）は 4 月 6 日、申し立てを退ける決定をした。西川裁判長は、どんなことが起こっても原子炉から放射性物質が外部に放出されない絶対的な安全性を確保することは「現在の科学技術水準では不可能」なので、どの程度の安全性を容認するかは「社会通念で判断する」と断定。そして、九電が策定した基準地震動など新規制基準を「全体としてとらえたら、極めて高度の合理性を有する」と評価して、基準に適合したとする規制委の判断は「不合理と言えない」と認定した。

この二つの仮処分決定で、林・西川両裁判長は、運転を前提に原発の危険性を容認し、住民に危険を押し付けたものである。



裁判官は、裁判の中では絶対的権限をもつが、反面サラリーマンと同様に人事によって出世も左遷もあるため、時の政権の原発政策によってその判断が左右されることもあるという。朝日新聞デジタル版に、「震災翌年の 2012 年 1 月、最高裁司法研修所が開いた研究会で、全国 35 人の裁判官が原発訴訟を議論した。『事故を踏まえ従来の判断枠組みを再検討する必要がある』『被告（電力会社）が相当の資料をもって安全性の立証をする必要がある』などと意見が出され、変化のさざ波を感じさせた。ただ、政権が再び交代した後の 2013 年 2 月の研究会では『伊方原発最高裁判決の判断枠組みに従って今後も判断していく』『事故リスクをどこまでの確率なら許容するのかというのは（略）政策的決断の問題であって、裁判所の判断になじまない』との意見が中心になった」とあるように、政権の原発政策によって、裁判長の判断枠組みに変化が生じているのは事実といえよう。

しかし、福島原発事故後、いくつかの裁判で、「司法は生きていた」「みんなの思いが裁判官の魂を揺さぶった」「福島事故の教訓から、原発をなくしてほしいと願う国民の世論が、裁判官の背中を押した」といわれているように、裁判官が福島事故を真摯にとらえて向き合い、それをどう生かして判断するのか、その姿勢の有無が判決・決定の結論を分けていると筆者は理解する。

したがって、今後、全国の地方裁判所で原発差止裁判が提起されることが予想されるが、その判断がそれぞれの裁判所で出されることを考えると、その地域での「原発ゼロ」「さよなら原発」「脱原発」「再稼働阻止」などの運動を広げ、世論をさらに大きく広げ、裁判官の背中を押す必要がある。

福井県では、「もう動かすな原発！福井県民署名」⁽⁸⁾が 3 月 30 日までに、合計 301,712 筆

となり、過去最高を記録した。かつて福井県内で、「もうこれ以上の原発はいらない」の署名は 21 万人以上、「もんじゅを二度と動かさないで」の署名は 22 万人以上集まったが、現存する原発も含め明確に原発そのものに反対する署名がこれほどの規模で集まったことは過去に例がない。脱原発の運動がさらに大きくひろがり、広範な国民世論に支えられた原発裁判がたたかわれば、「これからは“普通の裁判官”が普通に判決して原発を差し止めることができる」(井戸弁護士長)。そういう希望・展望が切り開かれる、新しい時代が到来する可能性があると考ええる。



4. 福井県原子力安全専門委員会の審査・検討について

(1) 県専門委の審査・検討は安全神話の中にあり、科学的検討をしていない

2月26日に再稼働したばかりの関電高浜原発4号機は、3日後の29日、送電を開始したわずか1秒後に緊急停止、点検のため原子炉の温度を下げる「冷温停止」状態に入っている。トラブルの原因は不明で、改めて再稼働させるめどは立っていない。4号機は2月20日の再稼働直前にも放射性物質で汚染された1次冷却水が弁から漏れる事故が発生、関電は原因とみられるバルブのネジを締めなおしただけで、再稼働を強行した。再稼働のスケジュールを優先させたといわれる関電の姿勢に、住民だけでな

く再稼働を認めた県議や政府のなかからも「県民、国民の信頼を大きく損ねた」「審査が甘かったのではないか」など懸念の声が上がった。これら、再稼働直後のトラブルはその懸念を証明したものである。再稼働を強行した国、関電はもちろん、再稼働に同意した県、それを認めた規制委と県専門委の責任は重大であり、福井県と県専門委は、高浜原発3、4号機の再稼働の同意を撤回すべきである。

高浜原発3、4号機は運転開始から30年以上たち、原子炉の脆性遷移温度の上昇など経年劣化・老朽化が懸念される原発である。長期にわたる運転停止の影響も考えられる。さらに、原発の技術は未完成で想定できないトラブルや事故の危険もある。原発が15基(廃炉措置中の1基を含む)集中立地し、大都市に隣接する高浜原発は、地震や津波による事故の危険だけでなく、集中立地による事故連鎖の危険も存在する。事故を起こせば、県内だけでなく京都府や滋賀県、大阪府にも被害が及ぶが、事故の際の避難の体制は確立していない。再稼働に向け準備を進めることは、大津地裁決定をも踏みにじる無法横暴の極みであり、関電は、高浜原発4号機の緊急停止のトラブルを軽視せず、電気は足りており必要性もない危険な原発再稼働を断念すべきである。

よって、県専門委が、昨年12月19日、「工学的な安全性が向上しており、必要な対策は確保できている」とする報告書は、安全神話の中にあり科学的検討をしないまま知事の再稼働の判断にお墨付きを与えたものであり、撤回することを強く求めるものである。以下、問題点を指摘する。

(2) 緊急の課題

電気ケーブル不正敷設問題

①電気ケーブル不正敷設問題は、規制委が昨

年 2 月に新規制基準に適合していると認めた後に発覚し、規制委がすべての原発事業者に報告を求めたもの。新規制基準では、原子炉の保護・制御系の安全上重要な機器のケーブルは、火災の影響軽減のために複数系統を用意し、それぞれ分離して敷設することを求めている。ところが、原発の安全性にかかわる重大問題であるにも関わらず、高浜原発 3、4 号機と稼働中の川内原発 1、2 号機については調査報告が免除されている。稼働中に火災事故が発生すれば重大事故は避けられない。よって関電は、高浜原発 3、4 号機の電気ケーブルについて、速やかに調査を実施し住民に公表する必要がある。



現場ケーブルトレイ

7 号機 ケーブル敷設状況 (東京電力提供)

(3) 深層防護・・・4 層、5 層にかかわって
免震重要棟なしでは新規制基準に違反する

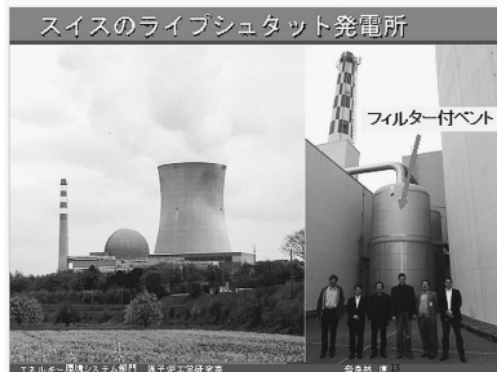
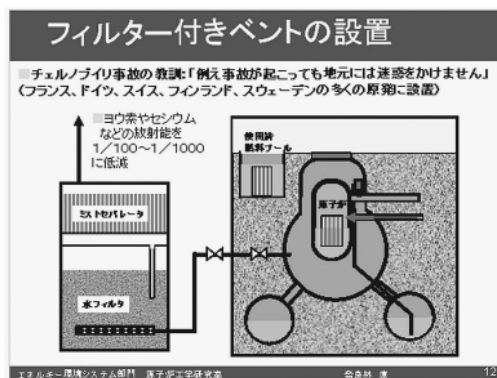
②関電は、福島事故の教訓を踏まえ免震構造で放射線遮へい性能等を有した免震事務棟を設置すると説明してきたが、その後、設置は自主的計画とされた。県専門委は、関電が 1～4 号機共用の緊急時対策所（免震機能無し・2018 年初旬に運用開始）を造ることで了解しているが、新規制基準では免震機能を求めており、新規制基準に違反する。

また、規制委では建設を 5 年間猶予しているが、中央制御室に代わる重要施設であり、免震機能を有する緊急時対策所（免震重要棟）の完

成なしに再稼働は論外である。また、使用済燃料ピットには新核燃料及び使用済核燃料が貯蔵されている。よって、万が一の事故に備え、免震機能を有する緊急時対策所を建設すべきである。

有効なフィルター付き格納容器ベントシステムの設置を

③過酷事故時に、炉心冷却の確保と放射能拡散防止に欠かせないフィルター付き格納容器ベントの設置について県専門委は、「特定重大事故等対処施設の設備の一つとして位置づけたことから、（略）詳細な情報については、非公開の扱いとなった」ことを理由に、有効性の審査・検討を行わなかった。また、規制委では設置を 5 年間猶予しているが、コアキャッチャーが設置されていない高浜原発で炉心溶融事故が起き



提供：奈良林直氏

ればフクシマの二の舞になりかねない。よって、有効なフィルター付き格納容器ベントシステムを設置すべきである。

住民避難計画について、規制委と県専門委はまったく審査・検討していない

④最後の砦、深層防護の第 5 層にあたる住民避難計画について、ヨウ素剤の分散配備も含め規制委と県専門委はまったく審査・検討していない。関電は、避難計画を国や自治体任せにしているが、福島原発事故では 5 年がたっても事故は収束せず、放射能漏れで周辺の多くの住民は避難生活を続けている。福島事故に学び、原発から 30 キロ圏内の住民及び、避難先自治体の受け入れ体制を含む実効性ある住民避難計画が作成された上で、周辺住民に説明し実効性ある避難訓練が実施・検証され、その住民の合意が得られるようにすべきである。

汚染水対策は不十分である

⑤汚染水対策について、設置許可基準の第 55 条で、過酷事故が発生したときに「放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」と定めており、規制庁職員は「格納容器から漏れ出る気体の放射能を放水砲で打ち落とし、汚染水となった水は、シルトフェンスで海への拡散を抑制することを確認しています」と説明している。しかし、昨年 3 月 6 日の県専門委では、田島委員から「シルトフェンスの穴は原子と比べると大きな穴で、あっていいようなもので拡散する」との指摘があった。よって、シルトフェンスの放射能拡散抑制機能は疑問である。

また、過酷事故時に格納容器内に大量に溜まる高濃度の汚染水対策について、一時貯水タンクの設置場所が確保できないことなど、県専門委でも十分に審査・検討されていない。一昨年

11 月 20 日の同委では岩崎行玄委員が、「こうした注水設備を設置する際には）高濃度の汚染水を処理するところまでセットで計画を立てていただきたい」と述べている。よって、汚染水対策は不十分であり、再検討される必要がある。

放射性物質の放出量について十分に検討を

⑥過酷事故時の高浜原発からの放射性物質の放出量について、国は、「原子力規制委員会が新規性基準で求めた様々な対策により、環境への放射性物質（セシウム 137）の放出量は 7 日間で 4.2 テラベクレル程度、すなわち福島原発事故と比べて 3 桁低いレベルに抑えられる」（2015 年 12 月 14 日、京都府主催：第 4 回高浜発電所に係る地域協議会：内閣府 参考資料 2）⁽⁹⁾ と説明している。これは、住民の避難計画に関係し過小評価であれば住民に多大な被ばくを強いることになるにもかかわらず、県専門委などでもほとんど検討されていない。よって、福島事故の教訓に学び、十分に検討を行う必要がある。

(4) 深層防護・・・1 層～3 層にかかわって地震発生層（5～20 キロの深さ）について地下構造の調査されず

⑦地震対策について、県専門委の田島俊彦委員は、多くの学者が地震の活動期に入ったと指摘していると話した上で、「基準地震動 700 ガルについて、岩手・宮城内陸地震で 3,866 ガルと 4,022 ガルが記録されている・・・謙虚になり、真剣に考えてはどうか」⁽¹⁰⁾ と述べた。これに対し、同委の中川委員長は「高浜と比較するのは学問的でない。（略）飛躍している」と反論し、関電を擁護した。

しかし、基準地震動を決める場合、若狭の原発周辺の地下構造を掌握することは地震学・地質学では常識である。ところが、地震発生層⁽¹¹⁾



まれたブロックと、Fo-A～Fo-B～熊川断層、上林川断層、山田断層帯という断層域に囲まれたブロックで構成された共役断層帯(文末の図、参照)で、この2つのブロックも東西方向に圧縮されて鋭角(約30度)の方向と鈍角(約60度)の方向に菱形に割れ、そのとき地震が発生する。この地震が湾内で起こる場合、津波は沖からくるのではなく、地盤ブロックの湾底の上昇、または陥没で起こる。

また、リアス式海岸の影響で

といわれる5～20キロの深さについては地下構造の調査がおこなわれておらず、関電でも調査・検討がされていない。さらに、基準地震動の策定に欠かせない、原発周辺の山田断層帯と熊川断層帯、Fo-A～Fo-B～熊川断層などがどこまで達しているのか、それすらわかっていない。

よって、関電として上記の調査をし、結果について生データを含め公表する必要がある。

津波対策について、最新の知見で調査・検討されていない

⑧津波対策について関電は、「発電所周辺の断層や地盤構造の調査結果等をもとに基準地震動、基準津波を策定したが、今後も、地震に係る学術論文や研究成果等の知見を引き続き収集し、地震動評価等に反映させていくことが重要である」と述べているが、最新の知見で調査・検討されていない。

若狭地域周辺の断層は、Fo-A～Fo-B～熊川断層、敦賀断層、B断層～野坂層という断層域に囲

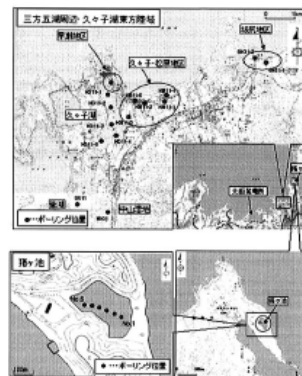
津波の海水の動きは複雑となり、局所的に水面が異常に高くなる場合もある。さらに、原発の直近の津波の場合は、ブロック境界断層⁽¹²⁾の活動により地震が発生するため、津波発生と襲来までの時間は極めて短時間である。ちなみに1026年「万寿地震」で20メートルを超える「万寿津波」が島根県益田周辺を襲ったという文献が残されており、福井県でも大津波について文献などの中に痕跡が多くある。

特に最近(2015年5月24日発表)になって、高浜町の若狭湾沿いの地層から、14～16世紀

関電の津波調査の恣意性・問題点

■被告が行ったボーリング調査は、いずれも久々子湖周辺(美浜町)及び敦賀半島(敦賀市)高浜町から30～50キロも離れている

■福井県若狭湾沿いの地層から、14～16世紀の津波の痕跡とみられる堆積物を、福井大の山本博文教授(地質学)らが見つけた
1586年の天正大地震の裏付けとなりうる



【図表3 津波堆積物調査位置】

頃の津波の痕跡とみられる堆積物を、福井大学の山本博文教授（地質学）らが見つけた。若狭湾沿岸は 1586 年の天正地震で津波に襲われたと伝える記録がある。それによれば、天正地震当時、日本に滞在していた宣教師ルイス・フロイスは『日本史』という文献に、若狭湾で「大波が猛烈な勢いで押し寄せて町を襲い、ほとんど痕跡をとどめないまでに破壊した」と書き残しており、その発生を裏付ける地質上の証拠となる可能性がある。

よって、この地域について、関電として 5～20 キロの深さの地震発生層の調査はもちろんのこと、山体崩壊、深層崩壊、津波痕跡調査など十分に調査・検証し、結果について生データを含め公表する必要がある。

(5) その他

テロ対策は機密情報で住民に知らされず

⑨テロ対策で、使用済核燃料ピットが補助建屋にあり、堅牢な施設に囲われていないことについて、県専門委の田島委員が航空機の落下事故の確率について、「テロリズムの方が意図的であるためもっと確率が高くなる。それに対して対策はしなくてよいのか」（昨年 5 月 7 日）と質問。規制庁の天野安全規制官補佐は、「なにぶんテロ対策の機密な情報」と述べ、非公開

の扱いとなったため、同委でも十分な審査・検討はできなかった。この問題は複数の委員が疑問や異論を述べている。また、多くの住民が不安に思っているが、関電や国は十分説明していない。よって、すべての対策が住民に公開され、有効性が検討される必要がある。

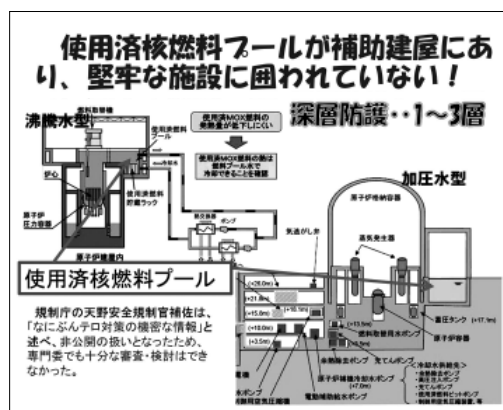
プルサーマルの安全性を評価する審査基準なし

⑩高浜 3、4 号機ではプルサーマル運転を前提に再稼働がすすめられようとしている。しかし、新基準でプルサーマルの安全性を評価する審査基準（規則・ガイド）はなく、県専門委でもまったく審査していない。また、使用済 MOX 燃料は再処理の方法が決まっておらず持ち出す所がない。半永久的に高浜に置かれることになり危険がさらに増すことになる。よって、危険で MOX 燃料使用の見通しが無いプルサーマル計画は中止すべきであり、高浜 3、4 号機の再稼働は許されない。

5. おわりに

大津地裁仮処分決定は、福島原発事故の重大な被害を体験して「原発は安全ではない」「原発とは共存できない」という国民の認識の前進きな大きな変化を踏まえ、原発事故が起きれば「環境破壊の及ぶ範囲はわが国をも超える可能性さえある」（決定 43 項）こと、発電に要するコストや効率性だけで安全性を論じることはできないことを指摘している。

さらに、福島原発事故の徹底した原因究明がされていないもとでは、新規制基準に適合したとしても安全とはいえないと明確に述べていること、新規制基準が避難計画を自治体まかせにしていることを批判し、国の責任を追及している。これらは、高浜原発にとどまらず、全国すべての原発にあてはまるものであり、特に重要である。



よって、政府と電力会社は大津地裁仮処分決定を正面から受け止め、全国すべての原発再稼働を中止し、廃炉の決断をすべきである。

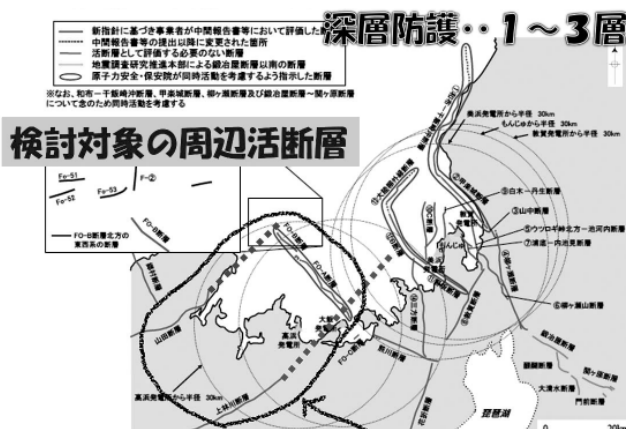
以上

参考文献など

- (1) 大津地方裁判所 平成 27 年(コ)第 6 号 原発再稼働禁止仮処分申立事件 決定
- (2) 福井地方裁判所 平成 24 年(ワ)第 394 号 大飯原発 3, 4 号機運転差止請求事件 判決
- (3) 福井地方裁判所 平成 26 年(コ)第 31 号 大飯原発 3, 4 号機及び高浜原発 3, 4 号 機運転差止仮処分命令申立事件 決定
- (4) 平成 27 年 12 月 福井県原子力安全専門委員会「高浜発電所 3, 4 号機の安全性向上対策等に係るこれまでの審議の取りまとめ」
<http://www.atom.pref.fukui.jp/senmon/report/2015.pdf>
- (5) 岡本孝司・東京大学大学院教授「(福島原発事故)事故でわかった原子力安全の課題とは」
https://www.jaero.or.jp/data/02topic/fukushima/interview/okamoto_t.html
- (6) 福井地方裁判所 平成 27 年(モ)第 38 号 高浜原発 3, 4 号機運転差止仮処分命令保全異議申立事件 仮処分取消決定
- (7) 福岡高裁宮崎支部 平成 27 年(ヲ)第 33 号 川内原発稼働等差止仮処分申立却下決定に対する即時抗告事件 決定
- (8) 『『もう動かすな原発!』福井県民署名運動』
<http://fukuikenminsyomei.web.fc2.com>
- (9) 第 4 回高浜発電所に係る地域協議会 高浜地域における原子力防災について
(平成 27 年 8 月 31 日・内閣府資料 2-1)
www.pref.kyoto.jp/kikikanri/documents/03_naikaku.pdf
- (10) 第 80 回福井県原子力安全専門委員会議事概要
www.atom.pref.fukui.jp/senmon/dai80kai/giji.pdf
- (11) 立石雅昭・新潟大学名誉教授の学習講演会「原発再稼働 さし迫る危機と自治体」
(2015 年 12 月 20 日, 京都府宮津市)
- (12) 日本地質学会関西支部報 No.108 (1989 年 8 月 31 日) 及び, 志岐常正・京都大学名誉教授が作成した大飯原発訴訟の準備書面

(関西電力資料に加筆)

津波について、地質調査、津波痕調査など十分に調査・検討されていない!



高浜原発 3, 4 号機についての申入書

福井県原子力安全専門委員会

委員長 中川 英之 殿

委員 各 位

2016 年 5 月 14 日

日本科学者会議福井支部

関西電力（株）高浜原発 3, 4 号機について、「安全性を独自に検証してきた」とされる福井県原子力安全専門委員会は、昨年 12 月 19 日、「工学的な安全性が向上しており、必要な対策は確保できている」とする報告書を西川一誠知事に提出。それを受けた知事は、「安全性は一段と高まっていると感じた」と述べ再稼働に同意した。

これは、科学的検討をしないまま知事の再稼働の判断にお墨付きを与えたものと考えざるを得ない。実際、その後も新規制基準に違反する電気ケーブル問題や高浜 4 号機の冷却水漏えい事故と原子炉の緊急停止トラブルなどが起きている。こうした中、2016 年 3 月 9 日に大津地裁の高浜 3, 4 号機の仮処分差止決定が出され、同 3 号機は司法の力で停止した。これら基準違反や司法の差止決定に加え、トラブルが続いているにもかかわらず、県と専門委が再稼働を認めた責任は重大である。

私たちは科学者の団体として、原発の安全・安心の立場から様々な提言や提案をしてきた。今次の再稼働問題についても、貴委員会をたびたび傍聴し、議事録を精査するなどを行ってきた。その結果、もっと慎重に調査・検討すべき課題や軽視されている問題、あるいは見過ごされている問題を多々指摘せざるを得ない。また、委員会運営上の課題も浮かび上がってきている。

私たちは、貴委員会に、以下に指摘しまとめた諸課題・諸問題について、さらに調査・検討し、上記の報告書について再考と再検討を求める。

【緊急の課題】

①貴委員会は、電気ケーブル不正敷設問題について、貴委員会の責任において、県に再稼働中断を要求し、具体的に調査し、結果を公表すること。

この問題は、貴委員会が報告書を提出した後に、規制委員会がすべての事業者に報告を求めたものである。ところが、原発の安全性にかかわる重大問題であるにも関わらず、高浜原発 3, 4 号機と稼働中の川内原発については調査報告が免除されている。しかし、もし稼働中に火災が発生すれば重大事故は避けられない。高浜 3, 4 号機の再稼働について、貴委員会は、貴委員会の責任において調査をし、その結果によって判断すべきである。

【深層防護の課題・・・4 層と 5 層について】

②貴委員会は、免震機能を有する緊急時対策所の完成まで、再稼働をしないよう関電に求めること。

関電は、福島事故の教訓を踏まえ免震構造で放射線遮へい性能等を有した免震事務棟を設置すると説明してきたが、その後、設置は自主的計画とされた。貴委員会は、関電が免震機能を有しない 1～4 号機共用の緊急時対策所（18 年初旬に運用開始）を造ることで了解しているが、新基準では免震機能を求めており、新基準に違反する。規制委ではその建設を 5 年間猶予してはいるが、関電が免震機能を有する緊急時対策所の建設計画を持っていないことは重大な問題である。緊急時対策所は、緊急時には中央

制御室に代わる重要施設であり、免震機能を有する緊急時対策所の完成なしに再稼働しないよう関電に求めるべきである。

③過酷事故時に欠かせないベントシステムの設置計画について、その有効性の審査・検討を行い、可能な限り公表すること。

過酷事故時に、炉心冷却の確保と放射能拡散防止に欠かせないフィルター付き格納容器ベントの設置について貴委員会は、「特定重大事故等対処施設の設備の一つとして位置づけたことから、・・・(中略)・・・(テロ対策や核物質防護等の観点から) 詳細な情報については、非公開の扱いとなった」ことを理由に、有効性の審査・検討を行わなかった。また、規制委では設置を 5 年間猶予しているが、コアキャッチャーが設置されていない高浜原発で炉心熔融事故が起きればフクシマの二の舞になりかねない。よって、有効なベントシステムの設置なしに再稼働しないよう関電に求めるべきである。

④貴委員会は、住民避難計画について、関電および県・関係自治体に、対象の住民及び避難先自治体の受け入れ体制を含む具体的な住民避難計画の検討と立案を求め、貴委員会の責任において公表すること。これは、「住民の安全を守る立場から事業者を厳しく監視」し「安全性を独自に検証してきた」貴委員会の責務であろう。

深層防護の最後の砦である 5 層にあたる住民避難について、ヨウ素剤の配備も含め貴委員会はまったく審査・検討していない。これでは、貴委員会の事務局である県原子力安全対策課が述べている「住民の安全を守る立場から事業者を厳しく監視する」「安全性を独自に検証してきた」との言葉との間に大きな乖離があるといわざるを得ない。原発から 30 キロ圏内の住民及び、避難先自治体の受け入れ体制を含む実効性ある住民避難計画が作成された上で、周辺住

民に説明し実効性ある避難訓練が実施・検証され、その住民の合意が得られるまでは再稼働しないよう関電に求めるべきである。

【深層防護の課題・・・1 層～3 層について】

⑤地震対策に関わる断層調査が不十分であり、特に原発周辺の地下構造の調査が全く行われていない。貴委員会は、「安全性を独自に検証」するために、関電、規制委員会、国などにその調査を求め、その結果に基づき地震対策について審査・検討し、公表すること。

地震対策について田島俊彦委員は、多くの学者が地震の活動期に入ったと指摘していると話した上で、「基準地震動 700 ガルについて、岩手・宮城内陸地震で 3,866 ガルと 4,022 ガルが記録されている・・・謙虚になり、真剣に考えてはどうか」と述べた。これに対し、中川委員長は「高浜と比較するのは学問的でない・・・飛躍している」と反論した。しかし、基準地震動を決める場合、若狭の原発周辺の地下構造を掌握することは地震学・地質学では常識である。ところが、原発周辺の上林川断層帯と山田断層帯、Fo-A ～ Fo-B ～ 熊川断層などがどこまで達しているか、地震発生層といわれる 5 ～ 20 キロの深さについては地下構造の調査がおこなわれておらず、貴委員会でも全く審査・検討されていない。

貴委員会は、関電や規制委、国にそれらの調査を求め、その結果から貴委員会の責任において審査・検討し、公表するべきである。

⑥若狭湾周辺には津波に関わる可能性のある多数の断層がある。貴委員会は、この地域の断層地下構造の調査とともに、山体崩壊、深層崩壊などの可能性について調査・検証することを関電や規制委、国に求め、その結果に基づき津波対策について審査・検討し、公表すること。

津波対策について貴委員会は、「関電は、発電所周辺の断層や地盤構造の調査結果等をもと

に基準地震動，基準津波を策定したが，今後も，地震に係る学術論文や研究成果等の知見を引き続き収集し，地震動評価等に反映させていくことが重要である」と述べているが，最新の知見で審査・検討されていない。

若狭地域周辺の断層は，Fo-A～Fo-B～熊川断層，敦賀断層，B断層～野坂層という断層域に囲まれたブロックと，Fo-A～Fo-B～熊川断層，上林川断層，山田断層帯という断層域に囲まれたブロックで構成された共役断層帯で，この2つのブロックも東西方向に圧縮されて鋭角の方向と鈍角の方向に菱形に割れ，そのとき地震が発生する。この地震が湾内で起こる場合，津波は沖からくるのではなく，地盤ブロックの湾底の上昇，または陥没で起こる。また，リアス式海岸の影響で津波の海水の動きは複雑となり，局所的に水面が異常に高くなる場合もある。さらに，原発の直近の津波の場合は，ブロック境界断層の活動により地震が発生するため，津波発生と襲来までの時間は極めて短時間である。ちなみに1026年「万寿地震」で20メートルを超える「万寿津波」が島根県益田周辺を襲ったという文献が残されており，福井県でも大津波について文献などの中に痕跡が多くある。

特に最近（2015年5月24日発表）になって，高浜町の若狭湾沿いの地層から，14～16世紀頃の津波の痕跡とみられる堆積物を，福井大学の山本博文教授（地質学）らが見つけた。若狭湾沿岸は1586年の天正地震で津波に襲われたと伝える記録がある。それによれば，天正地震当時，日本に滞在していた宣教師ルイス・フロイスは『日本史』という文献に，若狭湾で「大波が猛烈な勢いで押し寄せて町を襲い，ほとんど痕跡をとどめないまでに破壊した」と書き残しており，その発生を裏付ける地質上の証拠となる可能性がある。

この地域について，5～20キロの深さの地

震発生層の調査はもちろんのこと，山体崩壊，深層崩壊など十分に調査・検証することを関電や規制委，国に求め，その結果から津波対策について審査・検討し，公表することは，貴委員会の責務であろう。

【その他】

⑦使用済核燃料プールが堅牢な施設に囲われていないための対策がテロ対策との関連で非公開となったため，その対策の有効性が貴委員会で全く検討されていない。貴委員会は，規制委，国にその対策の情報提供を求め，その有効性を検討・確認すること。

使用済核燃料プールが補助建屋にあり，堅牢な施設に囲われていないことについて，田島委員が航空機の落下事故の確率に関連して，「テロリズムの方が意図的であるためもっと確率が高くなる。それに対して対策はしなくてよいのか」（昨年5月7日）と質問した。しかし，規制庁の天野安全規制官補佐は，「なにぶんテロ対策の機密な情報」と述べ，非公開の扱いとなった。そのため，貴委員会での十分な審査・検討はできなかった。この問題は複数の委員が疑問や異論を述べており，すべての対策が公開され，有効性が確認されるまで再稼働は中止するよう関電と規制委，国に求めることが必要である。

⑧過酷事故時の課題について，現状では検討が極めて不十分である。貴委員会は，実効性のある放射性物質拡散防止対策，高濃度汚染水対策について調査・検討し，その立案と実施を，関電と規制委，国に強く求めること。

汚染水対策について，設置許可基準の第55条で，過酷事故が発生したときに「放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」と定めており，規制庁職員は「格納容器から漏れ出る気体の放射能を放水砲で打ち落とし，汚染水となった水は，シルトフェンスで海への拡散を抑制することを確認していま

す」と説明している。しかし、昨年 3 月 6 日の貴委員会では、田島委員から「シルトフェンスの穴は原子と比べると大きな穴で、あってないようなもので拡散する」との指摘があった。シルトフェンスの放射能拡散抑制機能は一時的なものであって、極めて疑問である。

また、過酷事故時に格納容器内に大量に溜まる高濃度の汚染水対策について、一時貯水タンクの設置場所が確保できないことなど、貴委員会で十分に審査・検討されていない。一昨年 11 月 20 日の貴委員会では岩崎行玄委員が、「(こうした注水設備を設置する際には) 高濃度の汚染水を処理するところまでセットで計画を立てていただきたい」と述べている。汚染水対策がないもとでの再稼働は中止するよう関電と規制委、国に求めることは、貴委員会の責務である。

⑨プルサーマル運転については規制委の審査基準がない。さらに、使用済 MOX 燃料の再処理方針は決まっていない。貴委員会は、そのような状況下での再稼働を認めるべきではない。

高浜 3, 4 号機ではプルサーマル運転を前提に再稼働がすすめられようとしている。しかし、新基準でプルサーマルの安全性を評価する審査基準(規則・ガイド)はなく、貴委員会でもまったく審査していない。また、使用済 MOX 燃料は再処理の方法が決まっておらず持ち出す所がない。半永久的に高浜に置かれることになり危険がさらに増すことになる。危険で見通しがないプルサーマル運転はやめるよう、関電に求めるべきである。

⑩過酷事故時の放射性物質の環境への放出量について、貴委員会は、規制委任せではなく、独自の調査を行い、福島事故の教訓に学んで、十分に審査・検討し、広く公表すること。

過酷事故時の高浜原発からの放射性物質の放出量について、「原子力規制委員会が新規性基

準で求めた様々な対策により、環境への放射性物質(セシウム 137)の放出量は 7 日間で 4.2 テラベクレル程度、すなわち福島原発事故と比べて 3 桁低いレベルに抑えられる」(京都府主催：第 4 回高浜発電所に係る地域協議会：内閣府 参考資料 2)と説明している。これは、住民の避難計画に関係し過小評価であれば住民に多大な被ばくを強いることになるにもかかわらず、貴委員会ではほとんど検討されていない。貴委員会は、福島事故の教訓に学び、十分に審査・検討を行うことが、「住民の安全を守る立場から事業者を厳しく監視する」「安全性を独自に検証してきた」貴委員会としての責務である。

以上

ベトナム旅行紀行文 —対米戦争後の平和と発展途上の国—

山 本 富士夫 (福井県 AALA)

1. はじめに：旅行の経緯・動機と目的

(1) 経緯・動機

福井県 AALA が発足したのは 2006 年 5 月であり、その翌年 (2007 年) に第 1 回海外旅行 (キューバ訪問) を行い、その後、毎年 1 回の海外旅行を継続してきた。今回のベトナム旅行は、10 回目となった。

今回の旅行の動機は、アセアン共同体が 2015 年 12 月に発足する記念すべき年に当たり、その平和共同体づくりの中核を担ってきたベトナムから日本 AALA が目指す東アジア共同体づくりについて何かを学び取りたいことにあった。

枯れ葉剤による障害を受けて結合双生児として生まれたベトちゃんドクちゃんの発育を支援してきた非会員の人たちにも参加を呼び掛けるなど、広く参加者を募った。旅行団は、AALA の会員が 20 名、非会員が 4 名参加し、総勢 24 名となった。

世話になった旅行社は鯖江市にある ABSea ツーリスト会社であった。

今回の旅行の企画には、5 人の理事 (北出、金森、岸山、中林、小林) と野波栄一郎氏が担当した。事前学習会では、野波氏が講師を務め、大部の資料 (A4 版 11 頁) を作成・提供された。

(2) 目的

今回の旅行目的は次の通りとした。

- ①フィンさん (ベトナム AALA 副会長) に会い、ベトナムがベトナム戦争を踏まえて、2015 年末に誕生するアセアン共同体で果たす役割を知り、日・ベトナム平和友好につい

て意見交換を行う。

- ②枯れ葉剤被害者が入院しているツーズー病院を訪問しドクさんに会い、私たちのできる支援活動を探る。

- ③社会主義国家のベトナムで希望に輝く青年が主体的に目指している経済発展と貧富格差の現状を知る。

- ④観光・見学、施設訪問や市民 (フィンさん、学生) との交流を通して、ベトナムの伝統文化と市民生活を知る。

今回のベトナム旅行を終えた後で、福井県 AALA は、旅行参加者全員が寄稿した『旅行感想文集』を発行した。本稿は、その中の筆者の記事を一部修正したものである。もし『感想文集』の全体を通して読んで頂くと、参加者ごとに視点が異なるため、ベトナムをより総合的に多面的に理解できるのではないかと、思う。

2. 第 1 日：11 月 20 日 (金)

①出国からハノイ到着まで

貸し切り専用バス (中型) は、福井駅東側バス停留所を 4 時 30 分に出発した。私が 4 時過ぎにバス停に着くと、バスも白川社長も既に到着していた。

鯖江と敦賀での途中乗車の団員を含め、全員が時間通りに乗り合わせ、無事に中部国際空港に着き、空港でのチェックインも出国手続きも順調に進んだが、10:30 発のベトナム航空 VN347 便は約 100 分の遅れで飛び、120 分の遅れでハノイに着陸した。飛行中は、乱気流に遭うこともなく、私は、機中で安眠できた。

初日のガイドさんは、ホアン・ハイさんであっ



写真 1：ハノイ市の民家と工事中のビル



写真 2：タンロン遺跡入口で上演中のベトナム民族歌舞音楽（斎藤氏提供）

た。ベトナム人は平均して小柄だが、彼も小柄で、人なつこい人であった。彼は、実にテキパキと行動し、航空機の到着遅れを挽回しようと、日程のやり繰りをしてくれた。

私たちは、専用バスでハノイ市内へと向かった。薄曇りの午後、車窓から見えるベトナムの田園風景は、二期作・三期作が可能な田畑が広がり、南国らしい豊かでのんびりしたものであった。

紅河という大きな河をまたぐ大橋は、日本の支援を得て、大資本の土建会社によって作られたと聞いた。大橋を渡ると、高層ビルが見え始め、あちこちでビルの工事が進んでいた。聞きしにまさる近代化促進を予感した。

②タンロン遺跡と地下会議室

ハノイで最初に見学したのはタンロン遺跡であった。学校の校舎のような建物に入ると、舞台上で民族舞踊と音楽が上演されていた。それをしばらく横目で見ながら、ベトナム王朝の遺跡へと進んだ。宮殿正門の前庭には、大形の盆栽がベトナムらしい異国情緒を漂わせゆったりとたくさん陳列されていた。

タンロン（昇竜）とはハノイの旧称で、ここでベトナム王朝が約 800 年間栄えたと聞いた。



写真 3：ベトナム王朝庭園で見た一盆栽



写真 4：タンロン遺跡（世界遺産）。左側は城郭の見張り台の一部、左下のガラス張りの中は発掘された遺構、右上は発掘作業中の様子。

地盤沈下と洪水による土砂の堆積の繰り返しの結果、宮殿の基礎などが埋没し、地下から遺構が見付かるのだという。

ハノイ市は、海岸から 100km ほどの内陸にあり、台風の影響は小さいが、豊富に過ぎる水の影響は大きい。大量の水は洪水となり平地は湖ようになる。地下水の流れは強く、建物の基礎部分を流し去り、地盤沈下が起こる。山岳地帯から洪水で運ばれた土砂は粘土質の堆積層を形成する。それらの繰り返しの結果、永い間に宮殿の基礎部分が埋没していったという。

宮殿内の楼閣の地下深くに、ベトナム戦争時にホーチミン初代主席（以下、ホ主席）が作戦会議を開いた会議室と彼の執務室があった。地上に大量の爆弾が落とされても、大丈夫な構造になっているそうだ。

会議室の正面壁にはホ主席の写真が掲げられ、会議卓の中央には紅茶カップとポットが置いてあった。ホ主席はよほど紅茶がお好きだったのだろうと思った。紅茶セットの横には、撮影禁止の注意書きが置いてあった。それを見て、私は偉いさんに共通する一つの父の体験談を思い出した。



写真 5：宮殿の地下に作られたホーチミン主席が作戦会議を開いた会議室。飾り気のない会議室のテーブルの中央には華やかな紅茶セットがありました。

私事だが、父が日中戦争に出て、歩兵として突撃戦に成功し、その報告を陸軍本部へ報告に行ったときの話を思い出した。突撃中、敵弾にやられて戦友がバタバタと斃れ死んで行った。その無念さをこらえて、本部の上官に報告に行ったとき、上官たちはアイスクリームを食べながら冷やかに「ご苦労」と言ったそうだ。父は、その偉いさんたちに大きな怒りを覚えつつさりげなくその場を立ち去った。しかし、終日腹の虫が納まらなかったと語っていたのだ。ホ主席がベトナム建国の父として、今も崇められ尊敬されていることは、確かである。米軍からベトコン（Vietnamese Communist の略）と蔑称された善戦の解放兵士たちの苦しさや悲しさを知っていたはずだが、紅茶は彼ら偉いさんにとって一服の必需品だったのだろうか。作戦成功の結果、ベトナムは対米戦争勝利者になったのだから、あの地下会議室で紅茶セットを見ただけで、一方的に非難するのはどうかと思われるが、やはり、偉いさんと一般国民との間に、言いようのない大きなギャップがあると感じた次第である。

③水上人形劇の鑑賞

ハノイ旧市街のレストランでベトナム郷土料理を賞味した後、水上人形劇を鑑賞した。それは、横幅が約 15m、奥行きが 10m ほどの舞台を水深 1m ほどのプールとして、その水上で人形を操る、ベトナムの古典的郷土芸術である。水上には、人形だけでなく農耕の牛や大きな魚の模型が現れ、実にコミカルなアクション劇を展開した。ストーリーは見ていだけで理解できる簡単なものだが、人形の操作のしくみがわからなかった私は、見事な人形の動きに驚嘆していた。

あとで聞いたところによれば、舞台の後ろにある簾の蔭で 10 人ほどの人形使いが水中で竹竿と紐を使って人形を操るのだそうだ。観客席



写真6：ハノイ市で鑑賞した水上人形劇。劇場は外国人観光客でほぼ満席でした。すてきな音楽に合わせたコミカルな人形たちのアクションに大笑いしました。

からは、竹竿も紐も全く見えない。

舞台の左袖では、民族楽器の演奏者たち（男3人、女4人）が澄み切った音色でリズムカルな音楽を奏でていた。人形たちは音楽に合わせて動くのだ。私は、特に、一弦の琴の音色の美しさに感動した。それは中国の二胡（弦が2本ある）に似て非なるものである。また、ベトナム固有と思われる打楽器を演奏しながら歌を歌う二人の女性歌手の声もきれいでリズムカルであった。男性音楽家はドラムと吹奏楽器を演奏していた。

ベトナムへ行ったら、また水上人形劇を鑑賞したいと思う。

人形劇鑑賞の感激が冷めないうちに、ホテルに入ったのは現地時間で夜の9時半（時差はマイナス2時間）であった。この日は、早朝から夜まで約20時間の旅となり、かなり疲れたが、すべての団員も私自身も健康上の問題もなく、楽しくも有意義な一日となった。

3. 第2日：11月21日（土）

④ハノイ市内観光

(1) 主席官邸、ホーチミンの家、一柱寺、ホーチミン廟

二日目のガイドさんは、ファム・ホアイ



写真7：主席官邸の前で撮った集合写真



写真8：ホーチミンの家は、質素な高床式の木造で、その屋根は木肌葺き。

ナムさんでした。長身のスマートな男性だった。私たちは、彼の案内でホーチミン廟のある広大な公園に行った。入園の前に長い行列待ちをした。入園してから、中国北京市にある頤和園の回廊のような折れ曲がった長い廊下を歩いた。主席官邸の前で集合記念写真を撮った。官邸は、フランス風の黄色い建物だった。その内部の見学はできなかった。

次に、私たちはホーチミンの家を見学した。それは、質素な高床式の木造で、その屋根は木肌葺きで、生活の場というよりは、執務専用の事務所に寝室があるという感じであった。彼は、一生を独身で過ごしたと聞いた。

一柱寺とは、一本の柱で支えられた仏堂であ



写真 9：一柱寺とは文字通り一本の柱で支えられた仏堂。大勢の人々がそのまわりで安らいでいた。



写真 10：文廟（学問の神・孔子の廟）の門前に着飾って整列していたベトナムの大学生たちは、明るく元気でした。

る。石段を上がると、仏像が見えた。その手前の右側には漢字で書かれた銘文があったが、私にはその意味を理解することはできなかった。ベトナムでは昔、漢字を使っていたことがわかる。一柱寺のまわりには、大勢の観光客が一時の安らぎを求めてたむろしていた。

一柱寺見学の後、私たちはホーチミン廟の中に入った。彼は、4人の衛兵に護られて、永遠の眠りに就いていた。ひんやりした冷気を感じた。

余談だが、ガイドの話によれば、ベトナム語の文字は、英字にアクセントなどの記号を付けたものだそうだ。その言語は、中国語とフランス語の影響を強く受けているという。私は、両言語とも多少理解できるので、それならば、ベトナム語の勉強を始めてみようかと思っている。（まだ現在のところ、ベトナム語の勉強を始めていないし、辞書すら買っていない。）

(2) 文廟（別名「孔子廟」）

文廟の正門前で正装した大学生たちが整列して記念写真を撮っていた。女子学生たちは、色とりどりのアオザイで着飾っていた。彼らは、試験が終わって、学問の神を祭っている文廟へ祈願のために来ているようだった。文廟は、昔、

科学試験合格者名を石碑に刻み込んだそうで、学生たちもそれにあやかろうというのである。

私が一人の学生に英語で話しかけてみた。すると、彼は、人懐っこい表情を少しこわばらせて、日本語で「日本に留学し就職したい」と応えてくれた。福井大学には今ベトナム人留学生が5,6人来ている。ベトナムでは海外留学希望者が多いらしい。

⑤軍事歴史博物館

軍事歴史博物館の敷地に入ると、すぐに異様に大きくて頑丈そうな石造りのベトナム国旗掲揚塔が目に入った。それは、世界遺産となっているそうだ。

博物館の中に入ると、対米戦争勝利を物語る記録や、ソ連製の戦車や兵器などが多数陳列されていた。中には、枯れ葉剤の影響で死産となった胎児がホルマリン漬けとなっているものもあった。ベトナムの人々は米軍による空爆から逃れるために、地下に長いトンネルを堀り、棲家だけでなく店や病院までつくり、集落を形成したという。それを示す小形のモデルも展示されていた。

記録の中には、日本と韓国が米軍の支援のために物資を提供したことが書かれているものも



写真 11: 軍事歴史博物館にあった地下集落の模型。ベトナム人たちは、戦争中空爆から逃げるために、地下に長いトンネルを掘り、集落を形成したそうです。



写真 12: 撃墜されガラクタとなった米軍戦闘機が戦利品として残されていた。その前で撮った集合写真。



写真 13: 軍事歴史博物館に展示されていた写真には、「ベトナム人民支援。アメリカはベトナムから出て行け」と書かれた横断幕が映っていた。

あった。両国は、ベトナム戦争によるベトナム人民の悲劇を知りながら、自国の経済発展を優先した。酷い話であるが、事実として、私たち日本人はベトナム戦争でアメリカに加担したことを知っておかなければならない。旅行団員の多くは、約半世紀前の「ベ平連」の活動を今も記憶しており、それを尊重している。ベトナム戦争の悲劇と平和のため闘いを報道した当時の関係者の勇気と正義感を思い起こした。

博物館を出たところに、撃墜され粉々のガラクタとなった米軍戦闘機が戦利品として残されていた。ベトナムの人々は、米軍による大量の爆弾攻撃と枯れ葉剤の散布などで大変な被害を受け、当時だけでなく今も後遺症で苦しんでいるが、その裏返しとして対米戦争勝利を大変な誇りとしている。それは、ガイドさんのベトナム民族は優れているのだとする話に表れていた。一国の民族だけが特に優れているなどという生物学的科学根拠が一体あるのだろうか、私は冷ややかに疑って見てもいたが、民族文化の優位性として理解した。

一方、ナチスのドイツ民族優越論は、独裁者を生み、科学的根拠をもたず、ユダヤ人を虐殺し犯罪的禍根を残したと、思う。

⑥ホアロー収容所と市内見物

ホアロー収容所は、フランスがベトナムを植民地化したときに抵抗したベトナム人を収容し、刑罰を与え死刑を執行した刑務所であった。薄暗い囚人室には手枷・足枷で拘束された囚人の模型や、ギロチンを置いた部屋もあった。1954年にデイエンビエンフーの闘いでベトナムが勝利した後は、ベトナムがアメリカ兵を収容したようだ。

ギロチンは、フランスで発明された首切りの装置であるが、大きな切り刃が、囚人の首を固定している鉄板に沿って落下すると、首と

胴体は瞬間的に切り離されるしくみになっている。切り離された首と胴体、それに伴って噴き出す血液は、それぞれの受け皿（バケツ）に落ちる。科学者は、権力の下で知恵を出させられると、こんなに残酷な機械を発明してしまうことに、信じられない人間のおぞましさを感じた。

刑務所を見た後、ハノイの中心部にある古い教会を見たり、ベトナム特有の手工芸品のお店で買い物を楽しんだりした。

⑦フィン氏との交流会&夕食懇談会

フィン氏（ベトナム AALA 副会長・元ブラジル大使を務めた政府高官）は、2015 年 5 月に東京で開催された日本 AALA 主催の国際会議で来賓としてアセアン共同体づくりについて講演をされた。そこで、私たち福井県 AALA がベトナム訪問を企画しているので、ハノイで交流会を持ちたいとお願いし、それが今回の旅行で実現した。

交流会には、フィン氏の若い女性秘書のデーさん（原水禁世界大会参加のため数回来日したことがあるという）、ベトナム国家国際大学で日本語教師を務める横山氏（山形大学名誉教授・



写真 14：フィン氏（中央で立っている人＝ベトナム AALA 副会長・元ブラジル大使を務めた政府高官）と私たちとの交流会（ハノイ市国際友好会館会議室）

社会学）、同じく杉本氏（広島県出身元教員・日ーベト協会会長）にもご参加いただいた。

フィン氏との交流会で、私が特に関心を持った事項を次に列挙しておく。（通訳はガイドのナム氏）

- 1) ご挨拶は、AALA の世界平和に対する貢献を評価し、心温まる歓迎の言葉であった。
- 2) ベトナムは、1954 ～ 1979 年の間に 19 回の侵略戦争（対米戦争を含む）に勝利した。
- 3) 1995 年以降、経済が発展し、貧困国から中流国となった。年 6.5% の成長で経済安定を目指している。
- 4) 貧困解消プロジェクト成功は世界 No.1.
- 5) 対米戦争では 300 万人以上が犠牲。
- 6) 枯れ葉剤の被害者数は約 30 万人。その影響は現在第 4 世代まで続いている。
- 7) 不発爆弾の処理にあと 50 年はかかるだろう。処理経費が過大な負担となっている。
- 8) 国際的平和・友好・団結のため友だちになってほしい。日本の協力に期待。
- 9) 中国は、歴史を無視し、南沙諸島を含む島々を武力で領有化。話し合いで解決を。
- 10) ベトナムの抱えている問題：
 - 貧富の格差が拡大。
 - 汚職がひどい。日本企業と官僚の汚職。
 - 交通ルールの無視と飲酒運転がひどい。
 - 交通事故死者数が増大し、心が痛む。
 - 中古の車とバイクは処分すべき。
- 11) フィン氏と団員との討論：
 - （原発について）
 - 電力不足が始まり、中国とラオスから電力を輸入（20%）。政府は第 1 号機をロシアから、第 2 号機を日本から輸入することを決めた。
 - （日米安保について）
 - 安倍政権の安保法制制定を知っている。危険なことはやらないこと。

(貧富の格差拡大の理由について)

配給経済から自由経済への転換の結果だ。
仕事のできる人が金持ちになれる社会。役職を使った汚職。

(発達障害児の対策について)

ベトナムには障害児の割合が高い。知的障害者は 5 %。障害児受け入れセンターを各地に設置するが、まだまだ不十分。

(若者の元気について)

日本だけでなく欧米諸国の若者は元気がないが、ベトナムの若者は明るい未来づくり、安定した仕事を求めている。ベトナムは暗くない民族だ。

12) 杉本氏の話：

2016 年 1 月に開催される全国共産党大会に注目。

ベトナムの平均年齢は 30 歳台。

大卒の 3 / 4 は就職できていない。

優秀な青年は海外に出て、帰国しない。

情報が不透明で民主主義が未発達。

自由な発言・反対意見が言えない。

若者の中に共産党嫌いが増加。

愛国精神が強い。

米国留学生が帰国し、政府に入ってくる。

日本に出稼ぎに行った青年たちが傷ついて帰国している。

民間レベルでの友好交流が重要。

ベトナム人は勤勉で明るい。

13) 横山氏の話：

大学時代は 10.21 統一行動など、ベトナム反戦運動に参加。

大学を定年退職後、クリスチャンとして人生でやり残したことがあると思い、ベトナムに来た。

失業人口が多く、重しとなっている。

特に、農村部では所得のない人が多い。

日系企業で働きたい若者が多い。



写真 15:夕食懇談会でフィンさんに記念品(広島・長崎の原子爆弾被爆写真集)と和菓子(五月ヶ瀬)を贈呈した。

ベトナムは労働力を輸出している。

副業を持っているものが多い。

年収は、日本円で 20 万円くらい。

儒教の影響で教師は尊敬されるが、威張っている教師は嫌われる。

大学の教育研究が貧しい。

考えさせる教育が必要。

政府を批判的に見る視点が重要。

交流会のあと、私たちはフィン氏、横山氏、杉本氏、彼らの大学の女子学生 2 人を招待して、ハノイ市内のレストランで夕食懇談会をもった。そこでは、4 つのテーブルに別れて、グループ単位で友好を深めることができた。

4. 第 3 日：11 月 22 日 (日)

⑧ハノイからホーチミンへ移動

朝 8 時 30 分にホテルを出て、バスでハノイ空港に向かった。ベトナム航空 VN253 便でホーチミン市へ飛ぶ航空機が出発予定の 10:35 より 2 時間近く遅れたため、私たちは搭乗待ち合いロビーで順々に自己紹介をした。既に二日間共に行動してきたので、それなりに知り合いになっていたが、自己紹介によりさらに親密感を深めることができた。団員の大半は元教員・元



写真 16：私たちはハノイ空港国内線ロビーで順々に自己紹介をした。さらに団員間の親密度が深まった。



写真 17：統一公会堂の全景

公務員であった。退職後も社会の求めに応じて、活躍中の人たちだ。それぞれ個性豊かである。

航空機がホーチミン空港に到着し、私たちがゲートを出たら、ガイド（ビック・ハンさん、30 歳後半）が待っていてくれた。明るい性格の長身の女性だった。

専用バスで最初に行ったのは、レストランであった。少し遅い昼ご飯となった。そこでは、ベトナム料理を代表する米粉麺フォーを賞味した。



写真 18：戦争証跡博物館にあった元米軍の大形ヘリコプターと戦車。若い西洋人たちがそれらをじっと見ていた。

⑨ホーチミン市内観光

（統一公会堂と戦争証跡博物館）

統一公会堂は、旧南ベトナムの大統領官邸を市民公開の博物館としたものだ。北ベトナム軍が 1975 年 4 月 30 日に入城したとき、南ベトナムは無血開城を選択し、15 年間のベトナム内戦は終わった。

統一公会堂の内部には豪華な会議室や応接室があった。大統領たちが贅沢三昧をしたことを伺い知ることができたが、何も感動的なものは見当たらなかった。

次に、私たちは戦争証跡博物館へ行った。入り口を通ると、すぐに大形の軍用ヘリコプターと戦車が目に入った。それらは、米軍のものだから、ベトナムにとっては戦利品だ。



写真 19：陳列されていた元米軍の銃弾。先端の破損状態から殺傷後のものか？

博物館の内部には、戦利品としての米軍の砲弾や銃器、破裂した爆弾の破片など多数が陳列されていた。また、ハノイの軍事歴史博物館にあったのと同じような地下集落の模型もあった。

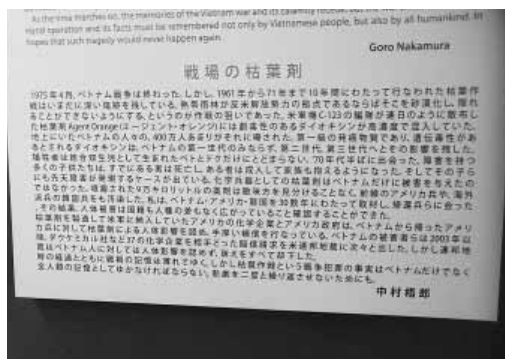


写真 20：中村梧朗「戦場の枯葉剤」の掲示板記事（本文に翻刻掲載）。これを見て「戦争をしてはならない」と思った。

館内で私の目を釘付けにしたのは、次の掲示板記事であった。

戦場の枯葉剤

1975 年 4 月、ベトナム戦争は終わった。しかし、1961 年から 1971 まで 10 年間にわたって行われた枯葉剤作戦はいまだに深い傷跡を残している。熱帯雨林が反米開放勢力の拠点であるならばそこを砂漠化し、隠れることができないようにするというのが作戦の狙いであった。米軍機 C-123 の編隊が連日のように散布した枯葉剤 Agent Orange（エージェント・オレンジ）には劇毒性のあるダイオキシンが高濃度で混入していた。地上にいたベトナムの人々の 400 万人あまりがそれに曝された。第一級の発癌物質であり、遺伝性があるとされるダイオキシンは、ベトナムの第一世代のみならず、第二世代、第三世代へとその影響を残した。犠牲者は結合双生児として生まれたベトとドクだけにとどまらない。70 年代半ばに出会った、障害をもつ多くの子供たちは、すでにある者は死亡し、ある者は成人して家族を抱えるようになった。そしてその子らにも先天障害が発現するケースが出ている。化学兵器としての枯葉剤はベトナムだけに被害を与えたのではなかった。

噴霧された 9 万キロリットルの薬剤は敵味方を見分けることなく、前戦のアメリカ兵や、海外派兵の韓国兵をも汚染した。私は、ベトナム・アメリカ・韓国を 30 数年にわたり取材し、帰還兵らに会った。その結果、人体被害は国籍も人種の差もなく広がっていることを確認することができた。

枯葉剤を製造して米軍に納入していたアメリカの化学企業とアメリカ政府は、ベトナムから帰ったアメリカ兵に対して枯葉剤による人体影響を認め、手厚い補償を行っている。ベトナムの被害者らは 2003 年以降、ダウケミカル社など 37 の化学企業等を相手どった賠償請求を米連邦政府に次々と出した。しかし、連邦地裁はベトナム人に対しては人体影響を認めず、訴えはをすべて却下した。

時の経過とともに戦禍の記憶は薄れてゆく。しかし枯葉作戦という戦争犯罪の事実がベトナムだけでなく全人類の記録としてゆかなければならない。悲劇を二度と繰り返させないためにも。

中村梧朗

私は、中村梧朗の記事の中で、米軍機が空中散布した枯れ葉剤が、単に樹木を枯れさせるだけにとどまらず、全人類の人体にまでそれも遺伝性をもって障害を発現させることを世界に知らせた勇氣と正義感に感動した。同時に、枯れ葉剤を発明・製造した科学者・技術者とアメリカの企業、および、枯れ葉剤を使用したとアメリカ政府の非倫理的犯罪に怒りを覚えた。

どう考えても、戦争は絶対悪であることは確かであり、私たちは叡智を出して絶対に戦争をしてはならないこと、改めて強く平和を願い、そのための闘いが必要だと思った。

戦争証跡博物館の見学は、短時間だったが、多くのことを学習できた。



写真 21：サイゴン川ディナークルーズでのベトナム音楽家たちの演奏



写真 22：ディナークルーズを楽しむ団員。船窓からはホーチミン市の夜景が見えた。

⑩ディナークルーズ

サイゴン川は幅が数百 m あり、大形観光船が往来できる深さがある。

私たちが乗船したのは、夕方 6 時前であった。福井県 AALA の客席は左舷前側で、私たちの席は、舞台のすぐ横だった。舞台では、3 人の男性が一弦の琴、バンジョーのような楽器、ドラムの演奏を、二人の女性は踊ったりタンブリングを演奏したりした。民族音楽だけでなく、「北国の春」なども演奏された。そのとき、私たちは日本語で、外国人たちは彼らの言葉で歌った。乗客全員による国際的合唱となり、大変盛り上がった。

5. 第 4 日：11 月 23 日（月）

⑪クチトンネル

この日は今回の旅行の実質的な最終日なので、ホテルをチェックアウトする前に、忘れ物がないか十分に気を付けて、荷物をまとめた。バスは、8 時にホーチミン市内のホテルを出た。車と大量のオートバイで埋まった市内の道路を巧みに走り抜け、郊外に出て、さらに田舎道を約 1 時間半ほど走った。車窓から見た田舎は、静かでのんびりした感じで、着いたところが見学目的のクチトンネルであった。

それは、森の中にあり、南ベトナム民族解放戦線の解放兵士の拠点だったところだ。戦争中、ベトナムのあらゆる森が米軍による枯れ葉剤によって丸はげにされた。私たちが歩いた道路の両側は、植林された樹木が整然と並んでいた。一見したところでは、枯れ葉剤の影響があるのかないのか、わからなかった。

最初に見学したのは、解放兵士が神出鬼没をした地下トンネルの出入り口であった。そこでは、モデルの兵士が木の葉を被せた蓋を持って出入りする様子を見せてくれた。



写真 23：解放兵士が神出鬼没をした地下トンネルの出入り口。兵士のモデルが木の葉を被せた蓋を持って出入りするようすを見せてくれた。



写真 24：敵を陥れる罠の底には、高さが約 20cm 位の鋭い刺（鉄製）が見えました。緑で覆われた罠のどんでん返し型の蓋の上を人が踏むと落ちるしくみ。



写真 25：地下トンネルの入り口へ進む団員達。内部は狭く、小柄なベトナム人は歩けるが、大柄な米軍人は歩けない。

次に見たのは、緑で覆われたどんでん返し型の蓋の付いた罠であった。罠の底には、高さが約 15cm 位の鋭い刺（鉄製）が立っていた。敵がその上を踏むと落ちてしまい、刺に刺さって二度と上がれないしくみとなっていた。そのような罠が何種類もあった。見て寒気がした。

私たちは、解放兵士たちが地下活動をしたトンネルの中を歩いてみた。それは、見学者の体験用のトンネルだから、数十 m しかない短いものであった。狭いため小柄なベトナム人は動けても、大柄な米軍人はとても歩けないことがわかった。



写真 26：南ベトナム民族解放戦線の兵士たちは、戦利品の車のタイヤから靴を作ったり、あらゆる生活用品を手作りしたそうです。

解放兵士たちは、戦利品の車のタイヤから靴を作るなど、すべての生活用品を手作りしたという。職人たちがそのようすを実演して見せてくれた。解放兵士たちが主食としたタロイモを私たちも試食した。結構おいしいものであったが、毎日毎食がタロイモばかりでは栄養バランスがとれないはずだが、それでも戦争中の彼らは餓死を避けることができたのだらうと、思った。

見学コースの傍には、B52 爆撃機が落とした爆弾でできた大きなクレータ（凹み穴）の跡があった。それらは、今は雑草で覆われているため、看過されやすい。

⑫ ツーズー病院平和村・ドク氏訪問

クチトンネルを見学した後、私たちはホーチミン市に戻り、市内のレストランで中華料理を賞味した。それから、今回の旅行の目的であるドク氏訪問に向かった。

彼が事務職として働いているツーズー病院は、ベトナムで最大最優良の産科病院である。私たちは、病院の中にある平和村（枯れ葉剤障害者のリハビリ施設）へと進んだ。階段を上ったところでドク氏の出迎えを受けた。彼は、いさ

さか固い表情のまま笑顔をつくっていた。握手もせずほとんど何もしゃべらないまま、車椅子でその場をたち去りました。私たちは、彼の挙動に言い得ぬ戸惑いを感じたが、理由は後でわかってきた。

私たちは、壁に掲示されている障害者たちを写した数十枚の写真を見ながら、ガイドのハンさんから枯れ葉剤の影響による障害のひどさについて説明を受けた。それから、私たちは会議室に案内された。そこで、私たちは平和村村長のチョウ医師（女性、30 歳代）と面談を始めた。

ほどなく、ドク氏が再び何も言わずにそっと入ってきた。私たちが用意してきた質問をドク氏にしようとしたら、ドク氏が「村長が応えます」と言った。通訳を務めたガイドのハンさんが、ベトナムでは上司が同席している場合部下は発言しないようになっていいると、付言してくれた。それから後、私たちは、もっぱらチョウ村長に質問し回答してもらった。私は、娘の山本純子（ピアニスト）の CD を 2 枚（クラシック曲と即興演奏現代音楽曲）をドク氏へのプレゼントとして手渡そうとしたが、ドク氏が「自分にでなく村長に渡してくれ」と言われた。それで、初対面のときの無言の理由がわかってきた。ドク氏もチョウ村長も音楽・ピアノ曲は好きだということであった。私たちが用意してきた若狭塗り箸 10 人分と原子爆弾被災写真集も全部チョウ村長にプレゼントした。その後、2 枚の CD うち 1 枚でもドク氏に渡ったかどうかは気になっているが、とうとう聞かずじまいとなった。

ドク氏とチョウ村長に対する質疑応答や平和村見学、および、夕食懇談会の感想については、団員の多くが『感想文集』に書いているが、ここでは私にとって特に印象深かった Q & A だけを記しておく。



写真 27: Tu Du (ツーズー) 病院平和村村長のチョウ医師（中央の女性）とドクさん（中央奥窓際の人）との面談。



写真 28: ツーズー病院平和村でドク氏（前列中央）とチョウ村長（白衣の女性医師）を囲んで撮った集合記念写真。

Q 1 ドクさんにとって今年最も幸せだったことは何か？

A 1 自分の子供（男女の双子：名前はフジとサクラ）が小学校に入学できたこと。子供が元気に明るくすくすく成長することが何よりも楽しみだ。

Q 2 ドクさんが今、望んでいることは何か？

A 2 世界中で戦争が起こらない平和な社会になってほしい。（彼は、枯れ葉剤で苦しんだ経験を語ることは全くなかった。）

Q 3 チョウ村長は、なぜ平和村で働くことになったのか？

A 3 枯れ葉剤の障害児たちを支え、世界の平

和づくりに使命感を抱いているから、沢山の方々のご支援と義母の理解のお蔭で今の仕事ができる。(政府から平和村への支援金が足りないので、広く援助を求めている。)

会議室を出た後、私たちは障害児のリハビリ室を訪問した。そこには、重い障害を持つ子供たち数十名がいた。女性団員の中には、子供を抱っこしてあげる人もいた。水頭症の子供は、頭が異常に大きく脚は異常に細く、寝たきりであった。ほとんど目がない女の子は椅子に腰かけてじっとして動かなかった。

私が、平和村に対して望まれる援助について村長と話をしている間に、他の団員たちは、この世に生を得て生まれ出ることのできなかった胎児や死産の子供たちががホルマリン漬けになっている標本室を見学した。そこには、約百体の標本があったそうだ。団員たちのショックは大きく、しばらく言葉がでないままだった。見学のようなすを聞いて、私も涙が出た。

私は、改めて、枯れ葉剤の影響の酷さを認識し、戦争をしないで平和に生きることこそがもっとも大事だと、思った。

⑬ホーチミン市内観光

(サイゴン大教会、中央郵便局、ペンタイン中央郵便局、ショッピング)

市内観光では、まずサイゴン大教会を見た。当日は、閉鎖されていたため中を見ることはできなかった。赤レンガ造りの双塔構造の外観は優美であった。建材はフランスから取り寄せたと聞いた。

大教会の横の大通りを渡ったところに中央郵便局がある。それもフランス風で、黄色のレンガ造りであった。そこではたくさんの人が郵便物を出したり、受け取ったりしていた。活気がみなぎっていた。



写真 29: 赤レンガ造りのサイゴン大教会前での集合記念写真



写真 30: フランス風の黄色いレンガ造りの中央郵便局の前での集合写真。



写真 31: ホーチミン市内の手工芸品店で、茶・菓子のサービスを受け、買い物を楽しんだ。

次に、ペンタイン市場を見学した。大勢の買い物客でにぎわっていた。そこは、土地代が東京並みに高く、節税のため店の間口は狭いが、いずれも奥行きがあり品数も豊富だが、模造品が多く品質は悪いようだ。人気があり、どの店主も大変な大金持ちだと聞いた。私たちはそこでは何も買わずに足早に通り返れた。

ガイドの案内で、私たちは市内の手工芸品ショップへ行き、お土産を買うなど買い物を楽しんだ。お茶とお菓子のサービスを受け一休みできた。

⑭ドク氏とチョウ村長を招待した 夕食懇談会

今回の旅行の最後の楽しみは、ドク氏とチョウ村長を招待して開催した夕食懇談会であった。ドク氏は、予定の開会時刻に間に合うように、レストランに来てくれた。チョウ村長は少し遅れて到着した。二人とも、バイクで来られたと聞きいた。ドク氏は、松葉杖で2階まで上がってきた。彼は、サッカーが大好きだと聞いた。運動神経が発達していて、松葉杖での移動速度は健常者より速いようだ。

チョウ村長は、きれいに化粧し、刺繍の飾りの付いたあでやかなアオザイで正装して来られた。



写真 32:ドク氏(左)とチョウ村長(左2人目)を招待した夕食懇談会では「桜」と「富士の山」を歌い盛り上がりました。ドク氏は日本語を理解でき話もできる。

団員の中に、ドク氏が父親以上の父として尊敬する藤本文朗先生（ベトちゃん・ドクちゃんを支援する会の創始者・滋賀大学名誉教授：元福井大学教員）のゼミの教え子が数名いる。彼女たちの司会で夕食懇談会が始まった。

チョウ村長はビールで、ドク氏はジュースで私たちと一緒に乾杯をした。平和村会議室で面談したときはお二人ともかなり固い感じであったが、懇談会ではにこやかに交流できた。

チョウ村長は、中々の社交家だと思われた。私たちはガイドさんの通訳を通しての会話であったが、素晴らしい笑顔で質問に応じてくれた。彼女は、私とは直接英語で話した。彼女は、懇談会でも、平和村のことが頭から離れないようで、子供たちの教材やコンピュータなどが不足しているとして、慈善的支援を望んでいた。私たちは何かできることで支援しようと応えた。

ドク氏の双子の子供さんの名前は、男児がフジ、女児がサクラと聞いた。私たちは「富士は日本一の山」と「さくらさくら」の歌を歌いました。ドクさんの表情はさらに明るくなった。

懇談会の終わりに、私たちはお二人に福井からのお土産として和菓子（五月ヶ瀬）を一ケースずつプレゼントした。他に、団員の中にはドク氏へのプレゼントを手渡した人もいた。

私たちは、手をつないだトンネルの中をお二人を通し、見送った。

6. 第5日：11月24日（火）

⑮ホーチミン国際空港出発、帰国

私たちの専用バスがホーチミン国際空港に着いたのは、現地時間の夜9時半であった。ガイドのハンさんは、私たちに本当に切に世話してくれた。私たちは、彼女に心ばかりのチップを渡し、また団員もお礼の言葉を述べ、別れを惜しんだ。

空港内に入ってから、私たちは空きスペース

でトランクを開いて、お土産などの荷物をパッキングし直してから、チェックインをした。空港内の免税店で、さらに土産物を買う団員もいた。

復路の航空便・ベトナム航空 VN340 は、ホーチミン空港をほぼ定刻（00:40 発）に飛びたち、中部国際空港に 7 時半に到着した。

復路は、真夜中約 5 時間のフライトだったので、専用バスの中で、私はうとうとと居眠りを繰り返した。

敦賀 IC と北鯖江 PA で、下車した団員も、最終の福井で下車した団員も、全員が無事に帰国できた。

7. まとめ、謝辞

今回の旅行を企画する段階で設けた目的に沿って簡単にまとめると、次のようになる。

- ①フィン氏（ベトナム AALA 副会長）との交流討論会で、ハノイ在住の横山氏と杉本氏に合流してもらい、ベトナムの国際的な平和外交の位置付け、及び、民族の誇りと貧富の格差拡大など問題点が明らかになった。
- ②ツーズー病院平和村を訪問しドク氏とチョウ村長、及び、障害児に会い、枯れ葉剤の影響を改めて深く知ることができ、慈善的支援をする決意を固めた。
- ③ベトナム人の平均年齢が 30 歳台で希望に輝く若者が多いこと、そのためベトナムには活気があること、青年たちは外国へ出たがっていることがわかった。
- ④戦争博物館やクチトンネルなどの施設を見学した結果、なぜ解放戦士による闘いで対米戦争に勝利できたかを知ることができた。

以上のとおり、まだまだ企画・実施において不十分なところもあったと反省されるが、今回の旅行目的はほぼ達成され、大きな成果を得た

と思う。それは、出会った 3 人のガイドさんがいずれも優秀で的確な説明をし、心温まる世話をしてくれたこと、団員がトラブルのないように気を付け無事に帰国できたことなどの成果であると言えよう。

＝古書紹介・奥平康弘著『萬世一系』の研究』＝

あなたは憲法第 2 条の裏側を覗いたことがありますか？

高 木 秀 男（日本科学者会議福井支部）

1. はじめに

私は最初に読者に聞いてみたい、もしあなたが大学卒なら、大学で憲法の講義を受講したかと、法学部や教育学部の出身なら、ほとんどの人が憲法の授業を受けているはずである。しかし他の学部出身者なら、憲法の単位を取らなくても卒業ができるので憲法の講義を受けない人の方が多いかもしれない。私は理学部の出身で、教員免許を取る気がなかったので憲法の講義は受けなかった。今から思うと、憲法の講義は受けておけばよかったと反省している。しかし大学院修了間近になって、私は故あって独学で法律の勉強をはじめた。そのとき憲法、行政法、民法、民事訴訟法などを参考書を使って勉強した。ただし憲法の勉強はしたが、本稿の主題である憲法第 2 条にはほとんど注意を払わなかった。それは使用した参考書にも憲法第 2 条にはほとんど触れていなかったからであるが、当時の私には日本国憲法制定史⁽¹⁾の知識がなく、法律学の基礎や「法律学的な考え方」も身につけていなかったからである。

2. 憲法第 2 条に関する疑問

本稿で紹介する『「萬世一系」の研究』⁽²⁾の著者・奥平康弘（1929～2015）は、この本の序論で東大法学部の学生時代に日本国憲法を学び、私が特に気にもしないので素通りしてしまっただけで憲法第 2 条にひっかかったことを書いている。憲法第 2 条は「皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と定めている。当時ようやく民主主義とか国会中心主義とかいう



ものを少しばかり身につけ始めていた彼は、なぜいったい「国会の議決した皇室典範」という特別な言葉使いになっているのかが、腑に落ちなかったという。

なぜなら「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」（憲法 10 条）とか「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める」（同 44 条）などと同じように、「皇位は……法律の定めるところにより、これを継承する」という言葉使いで十分であったはずである。すなわち、わざわざ「国会の議決した」という文言を入れる必要はないし、さらに「皇室典範」という特定の法律名を憲法で先取りするのは、極めつけの異例であったからである。

ちなみに大日本帝国憲法（明治憲法）では、この第 2 条は「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス」となっていた。ともかく学生時代に上記のような疑問をもったところをみても、後に東大教授になり、「九条の会」呼びかけ人の一人となった奥平が、法学者としていかにすぐれた素質を持っていたかが伺われる。この憲法第 2 条に関わる疑問を出発点として、彼は天皇制の問題について研究し『「萬世一系」の研究』を出版した。

以下ではそのさわりの所の一部を紹介するしかできないので、その詳しい内容については、ぜひ直接本書にあたってください。大変な名著であり、私は自信をもってこの本を推薦したい。さてこの本のねらいや内容については、序章に説明がある。本書のねらいは、戦後の憲法・皇室典範制定期における歴史的な研究にかかわるもので、主題は皇位の継承である。そして皇位継承になぜ女帝が排斥されたのかが追究されている。「庶系の天皇」すなわち妾の子の皇位継承は容認して男系主義をとり、明治法制官僚が「萬世一系」の支柱としたのはなぜか。戦後制定された新皇室典範も「女帝の否認」に固執して「萬世一系」を貫徹させたが、「庶系の天皇」は断念せざるを得なかった。しかし、それが現在新たに「世継ぎ問題」を引き起こしているのは承知の通りである。

本書は皇位継承という人為的な制度を切り口に、天皇制の一側面の照射を試みている。具体的には「天皇の退位」や「天皇の人権」の問題にも切り込んでいる。なお天皇制がかかえる全般的な問題点については、浜林正夫・川村俊夫・山田敬男の『天皇制とは何か』⁽³⁾の解説が優れているので参照されたい。

本書の構成としては、歴史的には逆であるが、第一部で戦後皇室典範の制定過程を扱い、第二部で明治皇室典範の成立過程を扱い、終章で

「萬世一系」と「天皇の不自由」との関係性を述べ、天皇の人権について議論している。本稿は私が特に興味をもった第一部の憲法第 2 条の制定過程を中心に紹介する。

1945 年 8 月 15 日の敗戦を迎えるにあたって、日本の政治支配層が最も関心を置いたのは國體こくたいの護持、すなわち天皇制をなるべく既存の形で残すことであつた。だから 1945 年 8 月 10 日「ポツダム宣言」を受託するにあたって、「右宣言ハ、天皇ノ大権ヲ變更スルノ要求ヲ包含シ居ラザルコトノ了解ノ下ニ受託ス」と申し入れた。これに対し連合国側は、一方で「天皇及ビ日本国政府ノ国家統治ノ権限ハ……連合最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルルモノトス」と宣言しながら、他方「最終的ノ日本国ノ政府ノ形態ハ『ポツダム』宣言ニ遵したがヒ日本国民ノ自由ニ表明スルノ意思ニ依リ決定セラルベキモノトス」と回答した。日本政府はこの回答を、少なくとも真っ向から「國體ノ変革」＝天皇制の廃絶を要求しておらず、むしろ天皇制のある種の残存を容認していると解釈して、7 月 14 日、正式に「ポツダム宣言」の受託を連合国に通告したのである。

そして占領後、大日本帝国憲法改正の必要を迫られたとき、天皇の大権や天皇の世襲制問題など天皇制の根幹にかかわるところを、「國體護持」との関係でどうするかが内閣に設置した憲法問題調査委員会（松本委員会）でも問題となった。ただし松本委員会は、天皇の統治権の問題は若干議論したが、皇位継承、摂政・皇族などについてはほとんど議論していない。「萬世一系の天皇」という従来の概念を保持することを当然と考えていたからである。しかし「萬世一系」とは何を意味するかは意外に複雑である。本書はその問題を正面からとらえた貴重な論考と言える。

憲法改正にあたって天皇制の規定に修正が加

えられる以上、天皇制の根幹にかかわる「皇室典範」の中身にも修正の必要があるかが問題となり、憲法改正作業と同時進行的に「皇室典範」の改訂作業も行なわれた。そこで問題となったのが、皇室典範は明治憲法と並列して国法体系中最高の法規範であり、皇室自立主義にもとづき皇室会議と枢密顧問の諮詢を経て勅定するもので、帝国議会の関与を排除して改正・増補されるものとされていた点である。実際、明治憲法第 74 条第 1 項には、「皇室典範ノ改正ハ帝国議會ノ議ヲ經ルヲ要セス」とあった。そして当時の支配者たちには「萬世一系」へのこだわりがあり、旧「皇室典範」をなるべく無傷で残したいという気持ちが強かった。

しかし松本委員会の憲法草案が明治憲法とほとんど変わらないものであったため、GHQ は 1946 年 2 月 13 日これを拒否してマッカーサー草案を示し、この草案をもとに改正草案を早急に作成するよう指示した。マッカーサー草案は、皇位継承について「国会の制定する皇室典範」に従う旨が記されていた。松本はこの点に関し、3 月 22 日に「大日本帝国憲法では皇室典範は皇室によって作られるが、皇室典範が国会で制定されるべきとされているのは本質的な部分か」と、ホイットニーに問いかけている。これに対しホイットニーは「皇室典範も国会が制定するものでなければ、この憲法の目的とするところは損なわれるので本質的な条項です」と答えた。

なお奥平は、マッカーサー草案をもとに作られた憲法草案の第 2 条のなかの「皇室典範」という言葉について、次のような注意をあたえている。「皇室典範」と訳された部分のマッカーサー草案の原文は「Imperial House Law」であって、これを日本側は「皇室典範」という既存の典範名を使って翻訳した。しかし「Imperial House Law」は特殊具体的なものではなく、「皇

室法」とか「皇室に関する法律」などを意味する一般名辞以外のものではない。議論の詳細については本書にゆずるが、「皇室法」が「皇室典範」という訳語で独り歩きする意味は決して小さくない、というのが奥平の主張である。

松本はマッカーサー草案に対する最後の抵抗として、皇室典範における天皇の発議権を何としても残そうとした。天皇発議権は皇室関係事項に支配してきた皇室自立主義の象徴であったからであり、昭和天皇自身もその願望を表明していた。そして出来上がった日本政府の「3 月 2 日案」では、憲法第 1 条と第 2 条は次のようになっていた。

第 1 条 天皇は八日本国民至高ノ総意ニ基キ
日本国ノ象徴及日本国民統合ノ標章
タル地位ヲ保有ス

第 2 条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ世襲シテ之ヲ継承ス

GHQ の民生局に持ち込まれた「3 月 2 日案」は、折衝のなかで大幅に修正されることになるが、第 2 条も皇室典範が国会の制定に関わるものであることが落ちていた点が指摘され、強く拒否された。そして 3 月 6 日に日本政府が公表する「憲法改正草案要綱（3 月 6 日草案）」では、「皇位ハ国会ノ議決ヲ經タル皇室典範ノ定ムル所ニ依リ世襲シテ之ヲ継承スルコト」という表現に修正された。日本政府はこの要綱をもとに法文章化の作業をすることになる。そして 4 月 13 日に枢密顧問への諮問および帝国議会に提出する「憲法改正草案（4 月 13 日草案）」が用意された。そこに至る過程で草案の口語化の動きがあったことはよく知られている。そのなかで山本有三による口語案の案文は次のようなものであった・

第 1 条 天皇は国家と国民統一の象徴であつて、この地位は主権を有する国民の意思からうけたものである。

第2条 皇位は国会の決定した皇室法に従って世襲してこれをうけつぐ。

この案では「皇室典範」という語を避けて「皇室法」になっている。

これとは対照的に成案となった「4月13日案」では、次のように第1条では「主権の有する国民」を排除して「日本国民の至高の総意」とする文言に固執し、第2条では「皇室典範」という名称を墨守している。

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は日本国民の至高の総意に基く。

第2条 皇位は、世襲のものであって、国会に議決した皇室典範の定めるところにより、之を継承する。

第1条については、日本政府案（3月2日案）、憲法改正要綱（3月6日要綱）、憲法改正草案（4月13日草案）で微妙に表現が違っていることに注意してほしい。主権在民を当然と考える現代人にとっては、この修正の持つ意義を読み取るのは難しいかもしれない。だが「3月2日案」から「4月13日草案」へと推移してゆく過程での、最大争点の一つが第1条の言葉使いも含めた表現方法であった。國體護持との関係で「主権在民」「国民主権」ということを、表現としていかにぼかすかに日本政府が神経を使っていたからである。日本語の解釈や日本語と英語の翻訳の問題、日本政府とGHQの思惑ややりとりについて、詳しくはピッソンの『日本占領回想記』⁽⁴⁾の記述を参照されたい。

事情はともかくとして、この「4月13日草案」はまず枢密院にまわされた。そこでは第1条に関して國體は変更されたかが議論され、第2条に関しては「皇室典範が法律の一種なのかどうか」が議論された。美濃部達吉顧問官は、「皇室典範は法律の一種なりといふことに対しては疑いあり。法律第〇号として公布せらるるか。

然らば皇室典範の特質に反す。皇室典範は一部国法なるも同時に皇室内部の法にすぎぬものあり。此の後者に天皇は発議権も御裁可権もないことはおかしい。普通法律とは違ったものである。天皇が議会の議を経ておきめになることにせぬと困る」と発言した。美濃部は、皇室典範は皇室の家法というべきものであり、そう扱わないのなら皇室典範という名称も使ってはならないと考え、あくまでも草案に反対した。だが美濃部の反対はあったものの、草案は枢密院を通過し、5月16日に帝国議会議にまわされた。

こうして「憲法改正草案」は帝国議会議にまわされたが、憲法第2条に関する衆議院小委員会の議論は無きに等しいものであった。この段階では皇位継承など皇室立法の立案作業には入っていなかったからである。そのため小委員会は次のような附帯決議を提案した。

「憲法改正は憲法附属の諸法典と相俟って、始めてその運用の完全を期待し得るものである。然るに皇室典範、参議院法、内閣法その他多数の各種法令は、未だその輪郭さえ明らかでないために、憲法の審議に当っても徹底を期し得なかったことは、深く遺憾とするところである。政府は速やかに是等諸法典を起草し、国民の与論に問ふ準備をなすべきである。」

なお国会での審議に関して、奥平は一つ注意を促している。それは、憲法草案に現れる「皇室典範」という名称の当否についての議論がまったくなかったことである。「名は体を表わす」という言葉があるが、憲法の中に法律名を特定化して指定すること自体すでに変則的であったからである。もっとも憲法改正草案審議中に、これと並行して政府内に設けられた臨時法制調査会は、新憲法成立を前提に皇室典範の要綱づくりに当たっていた。調査会委員のひとり宮澤俊義は、ただひとり「新憲法においては、「皇室典範」の性質が根本的に変わるものであるから、

その名称をそのまま維持することは適当ではあるまい。「皇室法」がよくないか」と発言していた。そこで次に臨時法制調査会の動きについて触れておきた。

3. 「皇室典範的なもの」への執着

第 90 回帝国議会で一部修正のち承認された日本国憲法は 1946 年 11 月 3 日に公布される運びとなった。これより先、7 月 3 日、政府は憲法改正を見込んで、新憲法施行にともなう各種法体系の再編整備を準備するために臨時法制調査会を設置していた。皇室関係法の法案要綱を担当したのは、その第一部会で、部会長・金森徳次郎国務大臣以下、官界・学界の有力メンバーで構成されていた。

そこでまず問題となったことは、「新しい皇室典範」は「明治皇室典範」とどういう関係にあるかという点であった。新典範がもし旧典範の改正であるなら、新典範成立のためには旧典範にもとづく改正手続きをふむ必要があるし、もし文字通りの新法なら旧典範のお葬式を誰がどのようにすべきなのかという問題であった。この問題に関しては、一方で次のような見解があったという⁽²⁾。

憲法（改正案）第 2 条がわざわざ「国会の議決した皇室典範」としているのは、「普通の法律ではなく独特の性格を有する法典をつくる意味ではあるまいか」と理解される。このように理解すれば、この法律は国会の三分の二の特別多数決によらなければ修正できない準憲法的な規範でなければならない。さらに、憲法第 2 条の表現方式は、「天皇一身に関する事項」という対象の特殊性を反映したものにはほかならないのだから、「天皇発議により国会の議を経て決する独特な法典」であらねばならないという考えが成り立つ、といった趣旨のものであった⁽⁵⁾。

この立場は、懸命に「皇室典範的なもの」

を残そうとした松本丞治の政治論を皇室関係立法論のレベルで引き継いだものであり、イデオロギー的には「皇室典範的なもの」に深くかわった美濃部達吉の立場と通底しているものがある⁽²⁾。これに対し前述したように、美濃部の弟子にあたる宮澤俊義は「皇室典範的なもの」からの脱却を求めた。ただし宮澤に同調する委員は全くなかったという。ちなみに本書の著者・奥平康弘は宮澤の弟子である。

臨時法制調査会は 1946 年 10 月 25 日、「皇室典範改正法案要綱」など 19 の法案要綱を取りまとめ政府に答申した。そして政府は、第 91 回帝国議会に提出するための皇室典範案づくりに専念することになる。こうして「皇室典範改正法案要綱」の立法作業が法制局・宮内省を中心に行なわれるようになると、この法案の基本的性格が定まっていって、すなわちこの段階になると、「皇室典範改正法案要綱」に代わって「皇室典範法案」、すなわち新法案という表現が取られるようになった。このことは、議会議審議をにらんだ「想定問答」で「皇室典範の性質如何。法律であるか。従来の典範との差如何」という問いに対し、憲法のどこにも皇室典範が特別立法であることを示唆する条文はないので、新典範は一個の法律であると述べていることからわかる。

しかし「皇室典範」が「法律」なら、憲法第 2 条に「国会で議決する法律」と定めなかったのかという疑問が生ずる。実は法制局もこの種の疑問が生ずることを予期して、「想定問答」に答えを用意していた。その答えは「皇室典範という名称は、改正憲法において既に定まっている」というものであった。このような形式論は、事の背後にある実体的な経緯、すなわち皇室典範的なものに執着し「Imperial House Low」を故意に「皇室典範」と誤訳した経緯を隠す詭弁に過ぎない。なお仮にそれが故意でな

かったとしても、いったんその訳語が定着したら、歴史的な存在であり続けた「皇室典範」のイデオロギイの実態がそこに埋め込まれたといっ
てよい。

なお臨時法制調査会では、当初から終わりまで一貫して「皇室典範改正法案」というタイトルが用いられていた。これは日本国憲法を明治憲法の改正として成立させたことに準^{なぞら}えて、新皇室典範も明治皇室典範の改正として成立させるという考えがあったからだと思われる。そもそも皇室典範案は、新憲法の補則第 100 条第 2 項の「この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日（1947 年 5 月 3 日）よりも前に、これを行ふことができる」にもとづいて立案されたものである。

そして先走って言えば、新法案は「皇室典範」という同じ名を冠して議会で提案されて可決され、1947 年 1 月 16 日に公布された。しかし新法は「皇室典範」の名称にもかかわらず、法理的には旧皇室典範とは何の関係もない独立した法律として成立したのである。そうすると、旧皇室典範は改廃措置が講ぜられない限り法的には存在し続けていたと考えざるを得ない。実際、新憲法施行の 2 日前の 1947 年 5 月 1 日、天皇の名による次のような告知により、明治皇室典範は廃止されたのである。

「朕皇族會議及枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇室典範及皇室典範増補廃止ノ件ヲ裁定シ、茲ニ之ヲ公布セシム」

すなわち、明治皇室典範廃止は議會を過ぎず天皇の発議により、旧皇室典範の改正手續に基づいて行なわれ、めでたくお葬式をだしてもらったわけである。

新皇室典範案は 1946 年 12 月初旬、第 91 回議會に提出されることになるが、その前に枢密

院に送られた。その際、三笠宮崇仁親王^{たかひと}は、新憲法と皇室典範改正法案要綱に関する 23 ページにわたる意見書を枢密院書記官長に送付した。この文書は枢密院本會議の場で読まれたかどうかは不明であるが、その内容は興味深い⁽¹⁾。三笠宮は新皇室典範案の基礎觀念について、①旧皇室典範を御破算にして新憲法の精神に忠実に改正しようとしたものか、②新皇室典範によって新憲法の飛躍を抑制しようとしたものか、③旧皇室典範を基礎にしてどうしても新憲法の精神に沿わぬところだけを変更したものかと問い、新皇室典範案は③に近く、①からは最も遠いと述べた。

三笠宮は新憲法について「当初は GHQ に強制された憲法という感じをもっていたが、冷静に考えてみると世界各国の代表が集まっている極東委員会なり対日理事会なりを通過したもので、世界人類の多数決によって決まったものともいえる」と肯定的に評価した。そしてこのような評価のもとに三笠宮は新皇室典範の主要な研究課題として、①女帝の問題、②庶子の問題、③譲位の問題、④皇位継承及び摂政就任承認の問題、⑤立后及び皇族の婚姻認許の問題、その他三点を挙げ検討している。実は三笠宮が挙げた課題は、奥平が『「萬世一系の研究」』で主題に掲げている内容そのものである。

さて第 91 帝國議會における「新皇室典範」に関する議論は、どのようなものであったであろうか。衆議院では同法案に対する個別・各論的な議論は行なわれたが、同法案の性格を明らかにする討議はほとんどなかった。それに対し貴族院では、佐々木惣一議員が 1946 年 12 月 14 日の冒頭質問で次のような問題提起をした。今日はまだ帝國憲法が適用されることを前提にして、新皇室典範案は旧皇室典範の改正案ではないか⁽²⁾と問い、そうならば新皇室典範案は改正案としての手續を踏んでいないのではないかと

質問した。

これに対し政府は、①新皇室典範案は新憲法第 2 条に従って作成したものであり、②新皇室典範と旧皇室典範は、名称は同じでも全く性質のちがったもので、前者は後者の改正ではないと答えた。政府としてはこう答えるのは当然としても、当時日本国憲法は公布されていても施行されておらず、形式的には明治憲法が有効であったと主張し得たのである。佐々木の質問に対し金森国務相は、新憲法の補則条項を挙げ、新皇室典範法案の立案は、新憲法を施行するために必要な準備手続の一環であると答えた⁽⁶⁾。

このような問題提起が起こる原因は、新旧典範が同一名称を使い、両者の間に内容上なんらかの繋がりがあるという印象を与えたからである。もしマッカーサー草案の該当部分を、「法律」あるいは「皇室法」と訳していたならば、このような紛糾はなかったであろう。その場合には新法律が成立すれば、旧典範は新憲法施行とともに廃止手続をとらなくても自動的に廃止されたはずである。

4. 萬世一系と天皇の不自由

本書では、第一部第 2 章で皇室典範の各論にあたる「天皇の退位」「女帝」「庶出の天皇」を扱い、第 2 部で明治皇室典範の成立過程を扱っている。議論は詳細で内容は非常に興味あるものであるが、本稿ではこの部分の内容については紹介しないのでぜひ直接本書をお読みいただきたい。そのかわり私が興味をもった終章について簡単に紹介したい。終章では、萬世一系と天皇の不自由について議論している。

本書は「『萬系一系』の研究」という書名からもわかるように、天皇制の根幹にかかわる「萬系一系」とは何かについて議論するために、「庶出の天皇」「女帝の可能性」「天皇の退位」に注目して考察している。終章で奥平は、この三つ

の問題についてまとめの議論をしているが、そのなかで天皇の人権と不自由の関係について触れていて興味深い。

新皇室典範が明治皇室典範と著しく相違する点は、皇位継承資格者を「嫡男系、嫡出に限る原則」を採ったこと、すなわち庶出の容認制度を切り捨てたことである。この点に関して衆議院では問題となり、「皇位の継承を皇統の男系の嫡出子に限り、なぜ皇統の男系庶子孫を排除したのか、新憲法の建前からしても人間は平等でなくてはならない。ただ庶系というだけで皇族からも除外され、皇位継承の資格なしとする理由は如何」と、その理由が問い質された。これに対し吉田首相は「天皇陛下は国の象徴、すなわち国民道義の儀表（模範・手本）たるべきお方でありますので、その地位につかれるお方も、正当な婚姻によって生まれたお方に限りたいというのが提案の趣旨であります」と答えた。

なお「庶出の天皇」は新皇室典範によって制度的に否認されたが、現在当面しつつある「皇位の世継ぎ」問題の解決策として、庶系天皇を復活させよと主張している右翼もいる。しかし近代的な一夫一婦制が定着した現代にあつては、天皇家に限った特例を認めることに、普通の日本人は承服しないであろう。また一方で、憲法 2 条でいう「世襲のもの」というのは嫡系主義のみを指し、庶系主義の採用は憲法違反であるとする憲法学者もいる⁽⁷⁾。だが「萬系一系」の天皇家には、排他的嫡系主義とることなく、「庶系の天皇」を認めてきた歴史がある。憲法第 2 条は歴史的伝統的な語法によって解釈するよりほかはなく、仮に現行皇室典範を改正して庶系主義を採用する珍奇な法律をつくっても、憲法違反と断ずることは正当ではない⁽²⁾。

皇室典範案の第 1 条は「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」とあつて、明治皇室典範第 1 条「大日本国皇位ハ祖宗ノ皇

「統一シテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」をほぼそのまま踏襲し女帝を排除した。この案は議会の関心をよび、沢山の異論が出された。将来の世継ぎ問題を考慮して「女帝」の可能性も残しておくべきという意見もあったが、強く出されたのは、「女帝排除」は憲法第 14 条（法の下の平等）に反し違憲であるという批判であった。「女帝排除」の理由を問われた政府側は、「男系継承が日本の皇位継承の原理」だとか、「天皇は憧れの中心」だからとか苦しい答弁に終始した。男女差別、男尊女卑、憲法違反という声は強かったが、結局、「女帝」可能性の否定という選択は、応急的・暫定的なもので、いずれかの機会に再検討するという言い訳で通してしまった。

だが仮のものでも、一度制度として設定され一定期間存在し続けた場合には、なにか大きなきっかけがない限り、なかなか再検討はしないものである。それが強気の構えで一蹴した「世継ぎ問題」への懸念が現実化してきたために、今になって皇室典範第 1 条の見直し論がでてきた。だが世襲制という制度は、それ自体差別的・非合理的な制度である。このような制度を成り立たせている皇室典範には、「女帝」以外にも再検討を要する仕組みがたくさんある。第 1 条を改正することは、「パンドラの箱」を開けるに等しい効果を伴わざるを得ないのである。

ところで男系・男子主義をとる皇室典範第 1 条は、憲法第 14 条に違反するという立場をとる憲法学者は少なくないという。この点に関して奥平は次のような見解を示している。「皇室典範第 1 条は、万人に適用されるべき憲法第 14 条（平等原則）に真っ向から対立する。だから皇室典範第 1 条は違憲と判断すべきかというところ、そうは問屋が卸さない」と言って、彼の立場を二つに絞って開陳している。第一は、「法の下での平等」を含む基本的人権保障体系をどうとらえるかという観点からの考察である。第二

は、日本国憲法が設定した天皇制、その中でも皇位の継承制度を憲法全体構造のなかでどう位置づけるかという観点からの考察である。

第一の観点について考えてみよう。女性だという理由だけで天皇になれないのは差別であって違憲であるという意見がある。この意見は少なくとも二つの誤りを犯している。第一に、女だけでなくどんな男でも「皇胤」でなければ天皇にはなれない。問題の根源は女か男かではなく、特権的差別集団を認めるかどうかにある。

第二の観点である平等原則は、問われている差別の対象としての権利義務、利益不利益が特定の人間あるいは集団にのみかかわっているように見えても、すべての人々に潜在的に影響する場合にその適用が問われるのである。ところが、いま問われている差別は、皇位継承権という特権的な権能・地位の取得という特殊な問題であって、その法的帰趨は庶民の権利義務、利益不利益には無関係である。

要するに皇位継承という特殊な法領域に、権利保障体系という市民向けの一般原則を適用することは正しくない。皇位継承法は統治関係法であって、市民間あるいは市民と国家にかかわる市民法とははっきり区別された世界であることに注意する必要がある。皇位継承法の法領域は、天皇制という制度の内部的な取り決めを扱うところなので、天皇制という制度の目的達成が眼目である。市民的な権利保障体系とのすり合わせを必要としない、特異・異質な法の世界で構成された制度なのである。

天皇や皇族は、万人に適用されるものとしてある権利保障体系の枠外にある存在で、憲法上市民とは異なる扱いを受けるように仕組みられているのである。そうすると天皇や皇族の人権はどうなっているのかが問題となる。天皇や皇族の人権を制限する特別規定は、実際に皇室典範にもられている。具体的には①「女帝」の否認、

②「天皇退位」の否認、③皇族身分における嫡出主義、④天皇・皇族における養子縁組の禁止、⑤「立后及び皇族男子の婚姻」には「皇室会議の議を経る」、⑥特定の範疇の皇族には身分離脱の自由がない、などである。

このような天皇や皇族の不自由は、市民一般と比べて比較を絶する様々な特権あるいは優先的な地位が保障されていることと一対をなしている。しかも不自由が課せられているから、その代償に特権があるというのではなく、逆に特権があるからその代償に不自由を我慢するという構造になっているのである。だから特別法の世界に権利章典をそのまま持ってくるのは無理があるといえる。

およそ法や道徳哲学などにおいては、正義が踏まえられなければならない、これにもとづく原理原則が絶え間なく追究されなければならない。ところが実際には「現状利害関係の維持」といった保守主義がはびこるのが世の常である。天皇制という不合理な制度を残したところに一番の原因があり、憲法自体を改めなければ皇室典範の個別の取り決めを違憲と決めつけても問題は解決しない。法の理念は正義であるが、その実践は闘争である。

そうは言っても、奥平は現皇室典範には一点だけ憲法違反と評価する制度があると主張している⁽²⁾。その制度とは、「天皇の退位」の不自由と「皇族の身分離脱」の不自由である。天皇には退位する自由がないことについては、「天皇には死ぬまで天皇であり続けてほしいとすべての国民が思っている」とか、「萬世一系の天皇には『私』はないので死ぬまで頑張ってほしい」とか、「退位の不自由は天皇制を維持するための最小限の制約である」などといって合憲だと帰結するのが普通であろう。

これらの主張は、天皇という存在が憲法の設定した制度のために犠牲になることを当然の前

提にしている。「退位の不自由」はかつて三笠宮崇仁親王が「奴隸的な拘束」と表現したように、良心の自由、信教の自由、表現の自由、居住の自由、子育ての自由、経済活動の自由、政治活動の自由、その他の自由・権利の包括的な剥奪を意味する。すなわち「退位の不自由」は、普通の人間が享有している権利保障体系の恵沢そのものへの制約であって、個別の「人権」の制約とは一味も二味も違う。犠牲者は天皇一人だから我慢してもらうというのは正しくない。犠牲者の多寡で制約を正当化するのは同調できない。たとえ一人であっても犠牲者に不利益を甘受させ続けさせることを許さないところに、権利保障体系の眼目があるからである。

奥平は、「退位の不自由」や「身分離脱の不自由」に限っては、権利保障体系にもとづいて、究極の「人権」が認められるべきだと主張しているのである。ある制度のために、普通の人間すべてに保障されているはずの権利や自由が構造的に奪われている場合には、「脱出の権利」によって普通の人間になることができるようにする。すなわち究極の「人権」として、「脱出の権利」が認められるべきであるという主張である。それは天皇の場合には、天皇という存在からくる一切の特権の放棄であり、特殊地位からの解放を意味するが、そういう権利は現在の日本国憲法と皇室典範の体系では認められていない。

参考文献

1. 高木秀男「いま改めて 66 年前の日本国憲法制定過程を振り返る (第 1 回) - 憲法問題に無関心な若者たちはどれだけ事実を知っているだろうか -」『福井の科学者』119 号 (2012), 「同 (第 2 回)」『福井の科学者』120 号 (2013), 「同 (第 3 回)」『福井の科学者』121 号 (2013)
2. 奥平康弘『「萬世一系」の研究』岩波書店 (2005)

3. 浜林正夫・川村俊夫・山田敬男の『天皇制とは
なにか』学習の友社 (1988)
4. ビッソン『日本占領回想記』三省堂 (1983)
5. 芦部信喜・高見勝利編著『日本立法資料全集 1
皇室典範』信山社出版 (1990)
6. 横田耕一「憲法第 2 条 (皇位の継承)」, 芦部信
喜監修『注釈憲法 (1)』有斐閣 (2000)
7. 金森徳次郎『憲法遺言』学陽書房 (1959)



編集後記

春になると九頭竜川には釣り客が大勢車でやって来る。九頭竜川に橋をかける新幹線工事によって「サクラマスの聖地」に影響が出ないようにと、地元の漁協が申し入れをしたというニュースが『福井新聞』に出ていた。日ごろ九頭竜川添いの自転車道をサイクリングしている私は、何とはなしに釣り客がどこから来ているのかと車のナンバープレートをみて驚いた。私が見ただけでも、北から岩手、宇都宮、千葉、多摩、八王子、所沢、春日部、群馬、横浜、川崎、湘南、山梨、松本、長野、諏訪、沼津、静岡、浜松、富士山、富山、石川、金沢、名古屋、尾張小牧、一宮、豊田、岡崎、豊橋、三河、岐阜、飛騨、滋賀、三重、鈴鹿、京都、奈良、大阪、なにわ、堺、神戸、姫路、岡山、香川、愛媛、高知、鳥取、島根、山口と、まさに「聖地」にふさわしく全国各地から来ている。これでは大切な「聖地」を失うわけにはいくまい。

さて今号は、原発運転差し止め裁判と再稼働をめぐる動きについて、原発の技術者として働いた経験をもつ山本雅彦氏に書いていただいた。この論文は、この春金沢で開かれた日本科学者

会議北陸地区シンポで講演されたものである。論文のなかでは福井県原子力安全専門委員会が、原発推進派の西川一誠知事に対する単なる御用委員会となっていて、県民に対する専門委員会としての本来の役割を果たしていない実態が示されている。日本科学者会議福井支部ではこのことを広く県民に知らせるべく、5月17日に福井県原子力安全専門委員会に対し申し入れを行なったが、その申入書も今号に掲載した。

山本富士夫氏の「ベトナム旅行紀行文」は、福井県 AALA の毎年恒例の海外旅行の記録である。福井県 AALA の海外旅行は単なる観光旅行ではなく、事前学習をした上での平和と友好のための研修旅行で、今年で 10 回目を迎えた。旅行先の現地で要人とも懇談するユニークな企画で行なわれてきた。

私の「古書紹介」は、昨年 1 月に亡くなられた「九条の会」呼びかけ人の一人、奥平康弘氏の『「萬系一系」の研究』を取り上げた。憲法の中であまり注目されていない憲法第二条について書いた名著であると思ったからである。この小文を読んで、一人でも『「萬系一系」の研究』という本に興味を持って頂ければ幸いである。

(高木秀男)

福井の科学者 第 126 号

2016 年 6 月 15 日発行

編集・発行 日本科学者会議福井支部 頒価 500 円

連絡先 〒910-8507 福井市文京 3-9-1 (郵送の場合)
福井大学名誉教授 (客員教授) 680 円

森 透

E-mail t-mori@u-fukui.ac.jp

＝会員の著書紹介＝

書名 **畜産物と健康** —卵・牛乳・肉の生産から考える

著 者 加藤武市 発 行 科学堂
発行年月日 2005 年 6 月 定 価 1500 円

福 井 県 医 療 生 活 協 同 組 合

〒 910-0026 福井市光陽 2 丁目 18 - 15 TEL (0776) 27-2318
FAX (0776) 24-8290

光 陽 生 協 病 院

TEL (0776) 24-5009

つるが生協診療所

TEL (0770) 21-0176

ショートステイきらら

TEL (0776) 21-8525

光陽生協歯科診療所

TEL (0776) 24-8784

光陽生協クリニック

TEL (0776) 24-3310

たけふ生協歯科診療所

TEL (0778) 22-5666

デイケアさんさん

TEL (0776) 24-5524

さかい生協歯科診療所

TEL (0776) 67-6333

光陽訪問看護ステーション

TEL (0776) 24-9996

つるが生協在宅総合センター^{なごみ}「和」

TEL (0770) 25-4311

光陽ホームヘルプステーション

TEL (0776) 24-9997

小規模多機能介護施設しんじょういこい

TEL (0776) 60-2110

光陽訪問看護ステーション居宅介護支援事業所

TEL (0776) 24-9990

総合企画印刷 広告・パンフレット・DM・雑誌・記念誌・機関誌
自費出版・会員名簿・会員管理・アンケート集計

(有)ワープロセンター HOPE

〒 915-0847 福井県越前市東千福町 21-4
TEL: (0778) 24-1146 FAX: (0778) 24-2339
e-mail: hope01@galaxy.ocn.ne.jp